

官報

号外

平成二十七年五月十九日

○第百八十九回国会衆議院会議録 第二十五号

平成二十七年五月十九日(火曜日)

議事日程 第十八号

平成二十七年五月十九日

午後一時開議

- 第一 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第四 金融商品取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案を審査するため委員四十五人よりなる我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会を設置するの件(議長発議)

平成二十七年五月十九日 衆議院会議録第二十五号

特別委員会設置の件 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

特別委員会設置の件

○議長(大島理森君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案を審査するため委員四十五人よりなる我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会を設置したいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、そのとおり決まりました。

ただいま議決されました特別委員会の委員は追つて指名いたします。

日程第一 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(奥野信亮君) 報告を求めます。法務委員長奥野信亮君。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔奥野信亮君登壇〕

○奥野信亮君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員制度の対象事件から除外することを可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定等を整備しようとするものであります。

本案は、去る四月二十日本委員会に付託され、翌二十一日上川法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日から質疑に入り、五月十二日及び十三日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。

十五日質疑を終局したところ、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ、維新の党及び公明党の共同提案により、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする規定の追加を内容とする修正案が、また、日本共産党から、長期間の審判を要する事件等の裁判員制度の対象事件からの除外に係る改正規定の削除等を内容とする修正案がそれぞれ提出され、提出者から両修正案について趣旨の説明を聴取した後、日本共産党提出の修正案について、内閣の意見を聴取しました。

次いで、原案及び両修正案を一括して討論を行い、採決した結果、日本共産党提案に係る修正案

平成二十七年五月十九日 衆議院會議録第二十五号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案 独立行政法人大学評価・学位授与
機構法の一部を改正する法律案 金融商品取引法の一部を改正する法律案

二

は賛成少数をもって否決され、自由民主党、民主党・無所属クラブ、維新の党及び公明党共同提案に係る修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長今村雅弘君。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に
関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔今村雅弘君登壇〕

○今村雅弘君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、九州旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、九州旅客鉄道株式会社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象から除外すること、

第二に、国鉄改革の趣旨を踏まえた事業経営を確保するため、国土交通大臣は、九州旅客鉄道株式会社が事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針を策定し、これに照らして、必要な場合には、勸告、命令などができること、

第三に、経営安定基金の全額を取り崩し、事業の運営に必要な費用に充てること

などがあります。

本案は、去る五月七日本委員会に付託され、八日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日質疑に入り、十五日、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第三、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長福井照君。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔福井照君登壇〕

○福井照君 たいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十五年十二月に閣議決定された独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえまして、独立行政法人大学評価・学位授与機構に独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合して、大学等の教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に実施する独立行政法人とし、その名称を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構とするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る十二日本委員会に付託され、翌十三日下村文部科学大臣

から提案理由の説明を聴取し、十五日質疑を行いました。

質疑終了後、維新の党より修正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。

次いで、討論、採決の結果、維新の党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 金融商品取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、金融商品取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長古川楨久君。

金融商品取引法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔古川禎久君登壇〕

○古川禎久君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、適格機関投資家等特例業務、いわゆるプロ向けファンドに関する特例制度をめぐる昨今の状況を踏まえ、成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資者の保護を図るため、適格機関投資家等特例業務を行う者について、一定の欠格事由を定め、契約の概要及びリスクを説明するための書面の契約締結前の交付の義務づけ等を行うとともに、業務改善命令、業務停止命令等の監督上の処分を導入する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月十一日当委員会に付託され、十二日麻生国務大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣上川陽子君。

〔国務大臣上川陽子君登壇〕
○国務大臣(上川陽子君) 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

刑事手続については、近時、捜査、公判が取り調べ及び供述調書に過度に依存している状況にあるとの指摘がなされています。このような状況を改めて、刑事手続を時代に即したより機能的なものとし、国民からの信頼を確保するため、証拠収集手続の適正をより一層担保するとともに、取り調べ以外の証拠収集方法を整備するほか、犯罪被害者を含む刑事手続に関与する国民の負担の軽減や被告人の防御活動への配慮等を通じ、公判審理をより充実したものとすることが喫緊の課題となつています。

また、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できる、世界一安全な国日本をつくるという観点からも、その基盤となる刑事手続の機能の強化が求められています。

そこで、この法律案は、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、刑事訴訟法、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、刑法その他の法律を改正し、所要の法整備を行うおとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。
第一は、取り調べの録音、録画制度の創設であります。

すなわち、裁判員制度対象事件及びいわゆる検察官独自捜査事件について、逮捕、勾留中に行われた被疑者取り調べまたはいわゆる弁解録取手続の際に作成された供述調書等の任意性が公判において争われたときは、検察官は、原則としてその被疑者取り調べ等を録音、録画した記録媒体の証拠調書を請求しなければならぬこととした上で、検察官、検察事務官または司法警察職員が、逮捕または勾留されている被疑者の取り調べ等を行うときは、一定の例外事由に該当する場合を除き、その全過程を録音、録画しておかなければならないこととするものであります。

第二は、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設であります。

すなわち、一定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪を対象として、検察官と被疑者、被告人とが、弁護人の同意がある場合に、被疑者、被告人が他人の刑事事件について証拠収集等への協力をし、かつ、検察官がそれを考慮して特定の求刑等をする内容を内容とする合意をすることができるとするものであります。

第三は、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の拡大及び暗号技術を用いる新たな傍受の実施方法の導入であります。

すなわち、現行法上薬物銃器犯罪等に限定されている対象犯罪に、殺人、略取誘拐、詐欺、窃盗等の罪を追加するとともに、暗号技術を活用することにより、傍受の実施の適正を確保しつつ、通信事業者等の立ち会い、封印を伴うことなく、捜査機関の施設において傍受を実施することができるとするなどの措置を講ずるものであります。

ります。

すなわち、裁判員制度対象事件及びいわゆる検察官独自捜査事件について、逮捕、勾留中に行われた被疑者取り調べまたはいわゆる弁解録取手続の際に作成された供述調書等の任意性が公判において争われたときは、検察官は、原則としてその被疑者取り調べ等を録音、録画した記録媒体の証拠調書を請求しなければならぬこととした上で、検察官、検察事務官または司法警察職員が、逮捕または勾留されている被疑者の取り調べ等を行うときは、一定の例外事由に該当する場合を除き、その全過程を録音、録画しておかなければならないこととするものであります。

第二は、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設であります。

すなわち、一定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪を対象として、検察官と被疑者、被告人とが、弁護人の同意がある場合に、被疑者、被告人が他人の刑事事件について証拠収集等への協力をし、かつ、検察官がそれを考慮して特定の求刑等をする内容を内容とする合意をすることができるとするものであります。

第三は、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の拡大及び暗号技術を用いる新たな傍受の実施方法の導入であります。

すなわち、現行法上薬物銃器犯罪等に限定されている対象犯罪に、殺人、略取誘拐、詐欺、窃盗等の罪を追加するとともに、暗号技術を活用することにより、傍受の実施の適正を確保しつつ、通信事業者等の立ち会い、封印を伴うことなく、捜査機関の施設において傍受を実施することができるとするなどの措置を講ずるものであります。

第四は、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大であります。

すなわち、現行法上、同制度の対象となるのは、死刑または無期もしくは長期三年を超える懲役、禁錮に当たる罪について勾留状が発せられている被疑者であるところ、これを拡大して、勾留状が発せられている全ての被疑者とするものであります。

第五は、証拠開示制度の拡充であります。

すなわち、公判前整理手続または期日間整理手続において、検察官請求証拠の開示後、被告人または弁護人から請求があったときは、検察官は、その保管する証拠の一覧表を被告人または弁護人に交付しなければならないとする手続の導入等の措置を講ずるものであります。

第六は、証人等の氏名等の情報を保護するための制度の創設であります。

すなわち、証人等の氏名等の開示について、証人等の身体または財産に対する加害行為等のおそれがあるときは、防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合を除き、検察官が、弁護人に当該氏名等を開示した上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができ、特に必要があるときは、弁護人にも開示せず、代替的な呼称等を知らせることができるとする制度等を創設するものであります。

す。

第四は、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大であります。

すなわち、現行法上、同制度の対象となるのは、死刑または無期もしくは長期三年を超える懲役、禁錮に当たる罪について勾留状が発せられている被疑者であるところ、これを拡大して、勾留状が発せられている全ての被疑者とするものであります。

第五は、証拠開示制度の拡充であります。

すなわち、公判前整理手続または期日間整理手続において、検察官請求証拠の開示後、被告人または弁護人から請求があったときは、検察官は、その保管する証拠の一覧表を被告人または弁護人に交付しなければならないとする手続の導入等の措置を講ずるものであります。

第六は、証人等の氏名等の情報を保護するための制度の創設であります。

すなわち、証人等の氏名等の開示について、証人等の身体または財産に対する加害行為等のおそれがあるときは、防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合を除き、検察官が、弁護人に当該氏名等を開示した上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができ、特に必要があるときは、弁護人にも開示せず、代替的な呼称等を知らせることができるとする制度等を創設するものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) たいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。盛山正仁君。

〔盛山正仁君登壇〕

○盛山正仁君 自由民主党の盛山正仁です。

私は、自由民主党を代表して、たいま議題となりました刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

我が国の刑事司法制度は、真相の解明を重視するとされるドイツ法の影響を強く受けた旧刑事訴訟法が大正時代に制定され、以後、数十年間の運用がなされました。

戦後の昭和二十三年になって、適正手続を重視するとされるアメリカ法の考え方を取り込んだ現行の刑事訴訟法が制定されましたが、その運用においては、事案の真相解明を望む事件関係者や一般国民の熱意を背景として、精密かつ詳細に事実を解明することが強く意識されてきました。

そのため、犯罪の捜査においては、事案の真相を最も知り得る立場にある被疑者の取り調べに力が注がれ、また、取り調べの結果として作成された詳細な供述調書は、公判での事実認定において極めて重要な証拠とされてきました。その結果、我が国の刑事司法は、諸外国に比べ、捜査、公判における取り調べ及び供述調書の比重が非常に高いことがその特徴として指摘されています。

従来、諸外国と比べて我が国は治安のよい国であると考えられてきました。そこには、現行の刑事司法制度とその運用が一定の寄与をしてきたと考えています。しかし、近時、犯罪情勢やこれを

取り巻く社会情勢は大きく変化しています。これに対応するためには、刑事司法制度のあり方もより機能的なものへと変えていかなければなりません。

その際、まず考慮すべき事項は、刑事司法の目的は何かということであります。私は、適正手続の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、適切な処罰を実現すること、これが刑事司法の目的であり、まさに国民が刑事司法に求めていることであると考えています。

そこで、法務大臣にお尋ねします。本法律案は、刑事司法の目的をどのように捉えて立案されたのでしょうか。

さて、現行の刑事訴訟法が制定されて以降、刑事司法制度の改正は比較的小規模なものにとどまってきました。しかし、約十年前の司法制度改革による裁判員制度等の導入、あるいは種々の具体的事件等を契機として、現在の刑事司法のあり方についての問題点が指摘されるようになってきました。

本法律案の趣旨は、現在の捜査、公判が取り調べ及び供述調書に過度に依存していることに根源的な問題があるとの認識のもと、そのような状況から脱却し、時代に即した刑事司法制度を構築することであるとされています。

そこで、法務大臣にお尋ねします。

現在の捜査、公判が取り調べ及び供述調書に過度に依存していることとされる状況の問題点、つまり、そのような状況から脱却しなければならぬ理由、そして、そのような状況から脱却するためには本法律案が必要とされる理由について明確にしていたことが重要であると考えます。

ところで、刑事司法手続は、犯罪事実の解明を行う警察、検察等の捜査機関、これに対する被疑者、被告人及び弁護人、さらには被害者や証人として関与し得る国民などのそれぞれの権利や利害が対立することは必然であると考えられます。そのため、刑事司法の分野は、制度を策定するに当たって、その権利利益の調整を図ることが非常に困難な分野となっています。

本法律案の具体的制度については、取り調べの録音、録画制度の創設、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設、通信傍受の対象事件の拡大などが一般に注目されていますが、それらのみならず、被疑者国選弁護の対象事件の拡大、証拠開示制度の拡充など、被疑者、被告人の権利利益の保護に資するもの、さらには、被害者や証人となった国民の権利利益の保護に資するものなども一体として含まれており、全体として非常にバランスのとれた法律案となっております。

これら諸制度のうち、一部のみをピックアップして法整備を行うべきとの御意見もあるようです。しかし、私は、本法律案に掲げる諸制度について、これらを一体として法整備を行うことによって、取り調べ及び供述調書に過度に依存している状況を改善し、適正かつ機能的な刑事司法を構築できるという立案の趣旨に賛同しております。

一体として法整備を行うことこそ、刑事司法に携わる実務家や専門家のみならず、多くの一般の国民からも支持され得るものと私は考えておりますが、この点について、法務大臣の所見をお尋ねします。

次に、近時の我が国の犯罪情勢に目を向けます

と、少子高齢化の進展、世帯規模の縮小、地域とのかかわりの希薄化といった社会構造の変化等により、犯罪抑止等に一定の機能を果たしてきたとされる社会システムの維持が困難となつてきている状況の中で、国民は、さまざまな犯罪の脅威に直面しています。

とりわけ、暴力、威力や詐欺的な手法により経済的利益を追求する組織的な犯罪は、健全な経済社会活動をゆがめるとともに、市民の平穏な生活を脅かしています。

例えば、振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺は、平成二十六年の一日当たりの被害額が約一億五千万円に上つています。また、犯罪による子供、女性、高齢者の被害は特に深刻なものとなっております。

国民が安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国家としての最重要課題の一つです。政府が策定した「世界一安全な日本」創造戦略においては、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できる世界一安全な国日本をつくり上げることが目指すとされています。

本法律案は、近時の犯罪情勢に対応して、安全、安心な暮らしを実現し得るものとなつていくのか、法務大臣にお尋ねします。

最後の質問です。

刑事司法は、いわば国民生活の基盤であり、その機能が十全なものとなるよう遅滞なく整備を進め、必要に応じて新たな制度や措置を取り入れていかなければなりません。今回の本法律案は時宜にかなったものであり、また内容においても、時代に即した刑事司法制度の構築を目指すものとなっておりますと考えております。

今回の法改正がもたらす刑事司法の将来像、つまり、本法改正の効果について法務大臣がどのように考えているかをお尋ねして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣上川陽子君登壇〕

○国務大臣(上川陽子君) 盛山正仁議員にお答えを申し上げます。

まず、刑事司法の目的についてお尋ねがありました。

刑事司法の目的は、現行の刑事訴訟法第一条に規定されているところであり、端的に申せば、議員御指摘のとおり、適正手続の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、適切な処罰を実現することにあります。

これは、本法律案においても全く変わるものではなく、この目的をより一層達成していくために、本法律案を提出したものであります。

次に、捜査、公判が取り調べ及び供述調書に過度に依存している状態から脱却すべき理由と、そのために本法律案が必要とされる理由についてお尋ねがありました。

現在の刑事司法は、捜査における事案の解明に当たり、取り調べを過度に重視し、公判立証に当たつても、取り調べを通じて作成した詳細な供述調書を過度に重視する状況にあると指摘されています。

このような状況は、取り調べによる事案の解明を追求する余り、取り調べにおける手続の適正確保が不十分となる事態を招きかねません。また、公判立証において、供述調書の信用性に関する検討が不十分となり、公判での事実認定を誤らせる

おそれがあると考えられます。

そこで、このような状況を早急に改め、より適正で機能的な刑事司法を実現する必要があります。

そのためには、捜査における取り調べの比重を下げるため、適正を担保しつつ証拠の収集手段を多様化すること、つまり、証拠収集手段の適正化、多様化と、公判において、より適切な証拠により、当事者間で攻撃防御を尽くして、裁判所による適正な事実認定がなされるようにすること、つまり、公判審理の充実化を図ることが求められます。

本法律案に掲げる諸制度は、いずれもそのために必要とされるものであります。

次に、本法律案に掲げる諸制度を一体として整備することが国民から支持され得るかとお尋ねがありました。

本法律案は、捜査手続に関するものから公判手続に関するものまでの内容を含んでおり、犯罪事実の解明及び適正な処罰の観点、被疑者、被告人の権利利益の保護の観点、そして被害者、証人となる国民の権利利益の保護の観点、そのいずれにも配慮した、バランスのとれたものとなっております。

また、本法律案は、法制審議会における議論の結果を踏まえたものであり、同審議会においては、刑事法の実務家や刑事法関係の研究者のみならず、犯罪被害者、無罪判決を受けた方、経済界、労働界、マスコミ関係の方など、多様な立場の方々により審議が行われ、本法律案に掲げる諸制度について、一体として法整備を行うべきことが全会一致により取りまとめられたものであります。

す。

このことから、本法律案は、多くの国民から支持され得る内容となっているものと考えています。

次に、本法律案が安全、安心な暮らしを実現し得るものとなっているかについてお尋ねがありました。

本法律案には、解明が困難とされる組織的な犯罪等に対処できるよう、一定の捜査手法を整備することが含まれています。

そして、本法律案の趣旨は、それら捜査手法のみならず、他の諸制度をも含めて一体として法整備を行うことにより、より適正で機能的な刑事司法を実現し、その目的を十分に達成できるようにしようとするものであって、まさに安全、安心な暮らしを実現し得るものと考えています。

最後に、本法改正がもたらす効果についてお尋ねがありました。

本法改正により、捜査、公判における取り調べや供述調書の比重が相対的に低くなり、より適切な証拠によって、より適正に事実認定がなされる方向に進んでいくこととなります。

もとより、そのためには、刑事司法に関係する者に、本法改正の趣旨を踏まえた適正な運用を着実に実行していくことが求められます。運用状況を踏まえつつ、さらに改善を行っていく必要もあるかと思いますが、本法改正によって、犯罪情勢や社会情勢の変化に対応しつつ、国民から信頼される、より適正で機能的な刑事司法を構築していくために、大きな一歩が踏み出せるものと確信しています。(拍手)

○議長(大島理森君) 黒岩宇洋君。

〔黒岩宇洋君登壇〕

○黒岩宇洋君 民主党の黒岩宇洋でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表いたします。刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について質問させていただきます。(拍手)

今から四年半前の二〇一〇年九月二十一日が何の日か、御記憶の方はいらっしゃるでしょうか。法務省及び検察は、この日を決して忘れることはできないのです。

この日は、いわゆる郵便不正事件の村木厚子被告の控訴を検察が断念した日、すなわち村木さんの無罪が確定した日であり、同時に、その日の全国紙朝刊一面トップに、郵便不正事件において大阪地検特捜部の検事が証拠のフロッピーディスクを改ざんしたという前代未聞の重大事件が報道された日だったのです。

そして、その日のうちに大阪地検特捜部の検事は最高検によって逮捕されるといふ、これも前代未聞の対応がとられた日でもあるのです。そして、たまさか私が法務大臣政務官に就任した日でもありました。

この年の年末に、当時の検事総長が辞職をされました。在任わずか六カ月での余りにも深いみずからの進退の決断は、検察よ、生き返れ、検察よ、もう一度よみがえれという思いと、私は深い感慨を持って受けとめた次第です。

事件後直ちに、法務大臣のもと、外部有識者で組織する検察の在り方検討会議を立ち上げ、翌年三月には報告書をまとめました。この事件、この会議の報告書を契機に、四年がたち、今般提出されたのが、刑事訴訟法等一部改正案でございます。

当時の担当政務官として、檢察の在り方検討會議全に出席し、また民主党政権時の法務省政務三役で唯一本院に在籍している者として、あの日からの経緯を踏まえながら質問をさせていただきます。

今改正案は九つの柱から成り立っていますが、余りにも複雑多岐な膨大な制度、内容が積み込まれています。いかに法制審の答申を受けてといえど、制度ごとに分けて提出すれば、制度ごとの賛否が明確になりますし、論点をさらに絞り込めますから、一括審議ではなく、制度ごとに審議すべきと考えますが、法務大臣の御見解を伺います。

また、一括審議するならば、相当なる時間と慎重な審議が必要と考えますし、法務大臣としても、当然国会に対しその旨を望んでいらつしやると思いますが、いかがでしょうか。

刑事司法の根源的な課題は、一人も無辜の者を有罪にしてはいけないという冤罪防止の要請と、真犯人は逃してはならないという真相解明機能の維持向上という要請と、ともすれば二律背反する原則を両立させなければいけないという点にあります。

証拠改ざん事件発生後、まずは冤罪防止策を講じようというのが当時の法務省の考え方でしたし、国民からの要請でもありました。しかし、その後、可視化によって真相解明機能が低下するのではという懸念も示され、通信傍受の拡大、司法取引やおとり捜査などの新たな捜査手法の必要性も議論され始めました。冤罪防止機能と真相解明機能のバランスを保つという見合い論です。

しかし、今回の改正案の要綱には、その見合い論に関する記述も、新たな捜査手法の導入という

文言も一切明記されておりません。見合い論なら見合い論として率直な内容を国民に提示し、我が国に司法取引が新たに導入されたり通信傍受の拡大が盛り込まれる旨を国民に説明すれば、今法案がさらに国民の関心、注目を浴び、全国的な合意を形成しながら議論できるはずであると考えますが、法務大臣の御見解をお伺いいたします。

私は、檢察が平成二十三年四月の法務大臣指示によって可視化の試行を始め、ここまで取り組み、そして、今法案において警察も含め制度化しようとしていることについては相当程度の評価をしております。

そこで、お聞きしますが、この四年間の可視化実施、試行についての法務大臣としての評価はいかがなものでしょうか。

法務省に問うたところ、経験を積んだことによつて可視化自体になれ、問題はないたとの見解でした。大臣も、去る三月二十日、法務委員会での大臣所信に対する質疑で、試行の結果、可視化は全体としては有用性が極めて高い、すなわち、事実認定の立証についても積極的に評価している旨を答弁されていらつしやいました。

このことは、当然、真相解明機能が全体として低下しなかつたと理解してよろしいですね。法務大臣、伺います。

だとすれば、附則九条、三年後の見直し条項に、取り調べの録音、録画等に伴つて捜査上の支障そのほかの弊害が生じ得る場合があること等を踏まえて、既に真相解明機能の低下が織り込み済みなのではないでしょうか。真相解明機能の低下があつたならば、その低下を示す根拠、何らかのデータはあるのでしょうか。ないのなら、附則九

条に、生じ得る場合があることを踏まえと明記することはできないのではないのでしょうか。

真相解明機能の低下がないとすれば、本来の見合い論では新たな捜査手法の導入は必要ないということになりますし、逆に、解明機能が低下したとすれば、今までの取り調べに問題があつたということになり、それについても徹底検証の必要性が生じます。法務大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、改正案の各柱、各論について質問いたします。

まず、一本目の柱、取り調べの録音、録画の導入についてですが、可視化の例外事由として四点挙げられています。そのうち、二号の、被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるときとは、また、四号の、被疑者もしくはその親族の身体、財産への加害行為または畏怖、困惑行為がなされるおそれがあるときとの畏怖、困惑とはどのような具体的、客観的基準で判断するのでしょうか。両号ともに、恣意的な運用によって可視化の例外とされない担保はあるのでしょうか。法務大臣、国家公安委員長の御見解を伺います。

次に、二本目の柱、合意制度等の導入について質問いたします。

この合意制度という名称は余りにも国民にわかりづらいのではないのでしょうか。この制度は、ある事件の被疑者、被告人が別件の他人の犯罪事実を明らかにすることによって檢察官が不起訴や減軽等をする旨の合意ができるというものです。これは米国で言えば明らかに、司法取引の類型、捜査、公判別件協力型と呼ばれるもので

す。合意制度では、法律の専門家以外の方にはほとんど意味がわからないはずです。

国民が制度を明確にイメージできるように、法案要綱では日本版司法取引との名称を使うべきではないでしょうか。法務大臣の御見解を伺います。

また、合意においては弁護人の同意が条件であるから虚偽の供述は抑制されるとの説明ですが、被疑者、被告人は弁護人のクライアントであり、弁護人もクライアントの利益を望むでしょう。

また、虚偽供述に対する処罰規定があつたとしても、自己の利益のために虚偽の供述を行い他人に不利益を生じさせる、いわゆる引き込みの危険性があるのではないのでしょうか。

司法取引のもう一つの類型、自己の罪状について供述することによつて自己の減軽等と取引をする自己負罪型司法取引ではなく、他人に不利益を生じさせかねない捜査、公判別件協力型から導入したことも合点がいきません。

米国では、引き込みによる冤罪または可罰の事例がありますが、我が国での司法取引制度導入によつて新たな冤罪を生む可能性が高まるとしたら、冤罪統出法案とも呼ばれかねず、大きな問題です。法務大臣の御見解を伺います。

次に、刑事免責制度について質問いたします。この名称も国民には大変わかりづらいと感じます。免責とありますから、何か責任を免れてメリットがあるかのような響きです。しかし、この制度は、公判における証人は、刑事法百四十六条によつて、本来自己に不利益な事項については証言を拒否できるのに、裁判所の決定で不利益証言

に対する刑事的免責を与える条件のもと、自己に不利な事項を含め証言を義務づけるとする制度であります。制度名を不利証言義務づけ制度とした方が国民にわかりやすいと考えますが、法務大臣の御見解を伺います。

憲法三十八条には、「何人も、自己に不利な供述を強要されない」とあります。この不利は刑事的な不利を指すとの判例が下されていますが、証人は本来、刑事的に限定されていようと、自己に不利な証言を拒否する権利があるわけです。しかし、その権利が裁判所による決定という権力作用で剝奪され、いかに刑事免責されたいと、自己の犯罪などを証言すればそれが社会に公表されるわけですから、明らかに社会的には自己に不利となるわけです。

証人にとっては人権侵害の危険すら大きいと考えますが、法務大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、三本目の柱である、通信傍受の合理化、効率化についてお聞きいたします。

現行の薬物犯罪や銃器犯罪など四類型の対象犯罪から、さらに新たに二十二もの対象犯罪が加えられました。一定の組織による犯罪という要件の網が新たにかけられましたけれども、対象犯罪は、殺人のほかに傷害や窃盗など、認知件数が相当見込まれる犯罪までもが含まれています。にもかかわらず、通信傍受の拡大という文言が一切要綱には記されていないのが不思議です。

この対象犯罪の大幅な拡大でどれほど通信傍受の実施件数が増加すると予測されるのでしょうか。国家公安委員長にお伺いいたします。

また、大幅な増加によって国民のプライバシー

権侵害の増大の危険性についてはいかがお考えでしょうか。法務大臣の御見解を伺います。

本改正案の九本の柱のうち、結局、代表質問においては三本の柱までしか聞くことができませんでしたが、余りにも改正内容が複雑多岐で膨大過ぎる証左であります。

最後に、あくまでも真に国民のための刑事司法制度の確立、あくまでも真に国民のための刑事訴訟法等の改正を議論すべく、徹底した慎重審議を強く強く要請申し上げまして、私の代表質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣上川陽子君登壇〕

○国務大臣(上川陽子君) 黒岩宇洋議員にお答え申し上げます。

まず、本法律案に掲げる諸制度を一括審議することの適否及び審議のあり方についてお尋ねがありました。

現在の刑事司法は、捜査における事案の解明に当たり、取り調べを過度に重視し、公判立証に当たっても、取り調べを通じて作成した詳細な供述調書を過度に重視する状況にあると指摘されています。本法律案は、このような状況を改めるため、証拠収集手段の適正化と公判審理の充実を図るものであります。

本法律案に掲げる諸制度は、それぞれがこの目的のために必要なものであり、それら全てが一体として刑事司法制度に取り入れられることによつてこそ、取り調べ及び供述調書に過度に依存した状況が改められ、より適正で機能的な刑事司法制度を構築することができると考えています。

したがって、本法律案に掲げる諸制度につきま

しては、一括して御審議いただく必要があり、充実した御審議の上で、本法律案をできる限り早期に成立させていただきたいと考えております。

次に、本法律案といわゆる見合い論との関係についてお尋ねがありました。

本法律案における合意制度の導入や通信傍受法の改正は、取り調べの録音、録画制度の導入によつて取り調べの機能が損なわれることを前提に、その損なわれた機能を補うための見合いとして行うというものではありません。

本法律案の趣旨は、さきに申したとおり、現在の捜査、公判の取り調べ及び供述調書に過度に依存している状況を改めるため、証拠収集手段の適正化、多様化と公判審理の充実化を図ることにあります。

合意制度の導入や通信傍受法の改正は証拠収集手続の適正化、多様化を図るものであり、これらが他の諸制度と一体として刑事司法制度に取り入れられることによつてこそ、取り調べ及び供述調書に過度に依存した状況が改められると考えているところであります。

もとより、刑事司法制度のあり方は国民生活の基盤であり、本法律案については、国民の皆様十分に御理解いただけるよう、国会審議を通じて丁寧な御説明を行つていくことが重要であるとと考えています。

次に、取り調べの録音、録画の試行による取り調べの機能への影響についてお尋ねがありました。

これまでの検察における取り調べの録音、録画の試行の検証結果によりますと、取り調べの録音、録画には、被疑者の供述の任意性等の的確な

立証判断に資する、取り調べの適正な実施に資するなどの有用性が認められる一方で、取り調べの録音、録画によつて被疑者が十分な供述をしづらくなり、取り調べや捜査の機能に支障が生じる場合があるなどの問題点もあるものと考えております。

本法律案における録音、録画制度は、このような有用性を生かしつつ、取り調べの機能等に支障が生じないようにバランスをとるという考え方に立つて立案したところでございます。

次に、取り調べの録音、録画が取り調べの機能に影響するという根拠、及びこれまでの取り調べに問題はなかったのかについてお尋ねがありました。

まず、取り調べの録音、録画が取り調べの機能に与える影響については、平成二十四年七月に公表された、検察における取り調べの録音、録画の検証結果においても、例えば、録音、録画をされると、取り調べにおける発言が逐一記録され、後の公判で自己に不利な証言として用いられるおそれがあるとして、被疑者が録音、録画を拒否した事例や、録音、録画をしていない取り調べでは、犯行に関連する女性との交友関係について供述していた被疑者が、録音、録画のもとでは、その点を繰り返し質問されても供述を拒み、録音、録画のもとでは全てを正直に話せないと申し立てた事例などが報告されています。

このような事例により、取り調べの録音、録画が被疑者の心理に与える影響等によつて、被疑者が十分な供述をしづらくなる場合があることは実証的に確認されているものと考えております。

また、取り調べの録音、録画の影響により被疑

者が十分な供述をしづらくなる場合があるからといって、これまでの取り調べに一般的に問題があったことにはならないことから、御指摘のような検証を行う必要はないものと考えております。

次に、取り調べの録音、録画義務の例外事由の判断のあり方及び適正な運用の担保についてお尋ねがありました。

まず、本法律案の刑事訴訟法第三百一条の二第四項第二号については、例外事由を判断する事情を、被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動に限定しており、あくまでも、外部にあらわれた被疑者の言動によつて、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないかどうかを判断されることになります。

また、本法律案の刑事訴訟法第三百一条の二第四項第四号については、犯罪の性質、関係者の言動、被疑者がその構成員である団体の性格その他の事情によつて、畏怖、困惑行為がなされるおそれがあるかどうかを判断することになります。

そして、畏怖、困惑行為の内容は、そのおそれがあるがゆえに、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないこととなる程度のものに限られることになると考えております。

例外事由の運用において、捜査機関が例外事由に当たると判断して録音、録画をしなかった場合には、公判で例外事由の存否が問題となったときは、裁判所による審査の対象となり、捜査機関側の責任で例外事由を立証する必要があります。

そのため、捜査機関としては、例外事由を十分に立証できる見込みがない限り、例外事由に当たると判断して録音、録画をしないことはできないと考えられ、例外事由が恣意的に運用される余地

はないものと考えております。

次に、いわゆる合意制度の名称についてお尋ねがありました。

この制度は、一定の財政経済犯罪と薬物銃器犯罪について、検察官と被疑者、被告人とが、弁護人の同意のもとで、被疑者、被告人が、共犯者等の他人の刑事事件の解明に資する供述をしたり、証拠物を提出するなどの協力行為をし、検察官が、被疑者、被告人の事件において、その協力行為を被疑者、被告人に有利に考慮して、一定の軽い求刑をしたり不起訴処分にするなどの取り扱いをする内容を内容とする合意をすることができるとするものであります。すなわち、その骨格は、被疑者、被告人による証拠収集等への協力と、検察官による訴追とに關して合意をするという点にあります。

そこで、本法律案においては、この制度について規定する章の名称を証拠収集等への協力及び訴追に關する合意とし、これを法律案の要綱でも使用しているものであり、制度の内容を端的にあらわし、国民が明確なイメージを持てるものになっていると考えています。

次に、いわゆる合意制度に關し、無関係の第三者を巻き込むことにより、冤罪を生じる危険があるのではないかとのお尋ねがありました。

お尋ねの点については、そのようなことが生じないように、制度上、次のような手当てをしているところであります。

すなわち、合意の成立に至る過程には、弁護人が必ず関与することとしています。また、合意に基づく供述が他人の公判で証拠として用いられるときは、合意内容が裁判所において必ずオープンに

され、その供述の信用性が厳しく吟味されることとなります。そのため、検察官としても、十分な裏づけ証拠があるなど、裁判でも十分に信用される場合でない限り、合意に基づく供述を証拠として使うことはできないと考えられます。さらに、合意をした者が捜査機関に対して虚偽の供述等をした場合には処罰の対象となります。

したがって、合意制度は、虚偽の供述により第三者を巻き込むおそれに適切に対処できるものになっていると考えています。

次に、いわゆる刑事免責制度の名称についてお尋ねがありました。

この制度は、裁判所の決定により、証言及びこれに基づいて得られた証拠が証人自身の刑事事件において不利益な証拠とされないという免責を付与することによつて、証人の自己負担拒否特権の対象とならないようにする制度であります。

本法律案においては、この制度についての名称を規定してはませんが、証人の刑事事件に關して免責を付与することが制度の根幹であるので、法律案の要綱において刑事免責制度という名称を用いているものであり、制度の内容を端的にあらわしていると考えています。

次に、いわゆる刑事免責制度について、証人に社会的な不利益をこうむらせるのではないかとのお尋ねがありました。

憲法第三十八条第一項が保障する自己負担拒否特権の対象は、証人が刑事上の責任を問われるおそれのある事項とされており、一般的に、証人は、証言により社会的な不利益をこうむるおそれがあったとしても、当該証言により刑事上の責任を問われるおそれがない限り、自己負担拒否特権

に基づいて証言を拒絶することができません。

そのため、刑事免責制度により証言を義務づけられた際に、証言により社会的な不利益をこうむるおそれがあったとしても、当該証人を現行制度における一般の証人より不利益な立場に置くものではなく、刑事免責制度は、証人の人権を侵害するような制度ではないと考えています。

最後に、通信傍受の対象犯罪の拡大により、国民のプライバシー侵害が増大するのではないかとのお尋ねがありました。

本法律案における通信傍受法の改正による対象犯罪の拡大は、通信傍受の運用状況や現時点における犯罪情勢、捜査の実情等を踏まえ、現に一般国民にとつて重大な脅威となり、社会問題化している犯罪であつて、通信傍受の対象とすることが必要不可欠なものを対象犯罪に追加するものであります。

そして、新たに追加する対象犯罪には、現行通信傍受法の厳格な要件に加えて、組織的な犯罪に適切に対処するという通信傍受法の趣旨を全うするため、一定の組織性の要件を設け、それをも満たす場合でなければ傍受令状が発付されないこととしております。

実際にも、これらの厳格な要件を満たす事案は組織的な犯罪に限られることとなることから、一般の国民のプライバシーが不当に制約されるといった懸念はないものと考えております。(拍手)

(国務大臣山谷えり子登壇)

○国務大臣(山谷えり子君 黒岩宇洋議員より、取り調べの録音、録画制度の例外規定の運用についてお尋ねがありました。

録音、録画制度については、取り調べで供述が

得られなくなり、事案の真相解明に支障が生じることがないようにするとの観点も重要であり、原則、全過程の録音、録画を義務づけるとしても、一定の範囲で例外を設けることは必要であると認識しております。

例外事由の判断のあり方については、法務大臣からお答えがあったとおりであります。例外に当たるとして録音、録画をしなかった場合には、その判断は、後に裁判において争われ得ること、その場合には、捜査機関側の責任で例外事由の該当性を立証する必要があることから、捜査段階において例外規定が恣意的に運用されることはいないと考えております。

次に、法改正後の通信傍受件数の予測についてお尋ねがありました。

今回の改正法案においては、通信傍受の対象犯罪として、一定の組織性を有することを要件として加重した上で、振り込め詐欺や組織窃盗、暴力団等の犯罪組織による殺傷事犯等、社会問題化している犯罪を新たに追加することとしております。

この対象犯罪の拡大等により、通信傍受の実施件数は一定程度増加することが予測されますが、どの程度増加することになるかについては、当該罪名に係る事件がどの程度発生し、そのうち組織的に行われる事件がどの程度あるか、通信傍受の要件を満たすことの疎明が可能な程度に捜査が進展する事案がどの程度あるか、通信傍受の実施に必要な体制をどの程度とることができるかなどのさまざまな事情に左右されることが、現時点で具体的ににお答えすることは困難と考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) 井出庸生君。

(井出庸生君登壇)

○井出庸生君 維新の党、信州長野の井出庸生です。

党を代表して、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

質問に先立ち、おととい五月十七日に行われた大阪都構想住民投票について、〇・八ポイントという僅差ながらも反対多数となり、史上初の挑戦とも言える地域発の統治機構改革を実現することはできませんでした。

まだまだ力不足。しかし、硬直化した官僚主義と既得権益の厚い壁を打ち破って、納税者のための政治を実現してほしいという熱い思いと、我々に寄せられる強い民意を確認することもできました。

維新の党は、改革のスピリットを持ち続け、みずからイノベーションをしながら、不撓不屈の精神で一丸となって歩んでいくことを宣言いたします。国民の皆様、各党各会派の皆様、どうぞ引き続きよろしく願いをいたします。

さて、本法案ですが、残念ながら、取り調べ可視化わずか三%、にもかかわらず司法取引導入さらに通信傍受大幅拡大法案と言わざるを得ません。

厚生労働省事務次官の村木厚子さんが逮捕され、無罪となった事件で、真実と異なる供述を部下から引き出した密室の強引な取り調べと、人質司法とも呼ばれる捜査側の意向の大きく働く長期間の被疑者、被告の勾留、そして証拠の改ざん。この事件によって、日本の刑事捜査は一からの出直し、いや、ゼロからの再スタートを迫られたはずでした。

この事件だけではありません。

古くは正統時代、無実の強盗殺人の罪を他人の虚偽供述によって負われ、二十一年間の拘留、五十年を経てようやく無罪となった吉田巖窟王事件を初め、最近でも、先日、十二人の無罪となった人たちに賠償判決の出た志布志事件、再審無罪となった足利事件、布川事件、そして再審決定した袴田事件など、日本の刑事捜査の問題を見直す根本解決の手段の一つが、この取り調べの可視化だったはずなんです。

それが、可視化は裁判員対象事件と検察の独自捜査事件、全刑事事件のわずか三%に限定をされ、刑事事件の第一次捜査権を持ち、事件の趨勢を決めると言ってもいい警察捜査の可視化に大きな前進が全くなかったことは、極めて残念であります。

まず、法案の取り調べ可視化について、警察サイド、国家公安委員長に伺います。

警察が長年取り調べ可視化について抵抗してきた理由は、主に三つあります。

抵抗する理由の第一は、組織の規模、扱う事件の多さです。各都道府県警察本部や警察署など、重大事件を取り調べる施設は全国に一千二百あり、録画機器は一体約百万円、全ての施設に十分な機器を設置するのは相当の予算が伴うと言われているんです。

抵抗する理由の第二は、警察の扱う事件はほぼ全てが検察庁に送致され、検察の独自事件のよう一つの組織では完結をしない、別組織のチェックが働くから問題ないという主張です。そして、抵抗する理由の第三、これは検察も言

い続けてきた最大の抵抗理由でもあります。取り調べをカメラで録画、録音すると、捜査員と被疑者の信頼関係が築けない、緊張して話がでなくなるなど、取り調べに支障が出るという主張です。

抵抗理由の第三について、地下鉄サリン事件の話をさせていただきます。

地下鉄サリン事件では、オウム真理教の信者ら百九十二人が逮捕され、その全ての被告人に判決が出ております。歴史上まれに見る重大な犯罪でしたが、全てを法の裁きにかけたことは、法治国家として誇るべきことだと思います。

この地下鉄サリン事件は、捜査開始直後、被疑者の多くがマイインドコントロールされていたこともあり、皆取り調べに口を閉ざし、捜査が行き詰まったときがありました。

地下鉄にサリンをまいた実行犯の一人、林郁夫受刑者も、逮捕直後、口を閉ざしていました。このとき、林受刑者を取り調べ、サリンをまきましたと全面自供に導き、この事件全体の捜査を大きく進展させ、今も語り継がれている元捜査員がい

ます。当時、警部補として林受刑者の取り調べを担当した稲富功さんは、林受刑者が医師だったため、林受刑者のことを先生と呼び、上司から叱責されても先生と呼び続けたエピソードで有名です。

私は、昨日、稲富さんにお会いしてきました。稲富さんは、取り調べの全事件、全面的な可視化に大賛成で、可視化は、被疑者だけでなく、取り調べに当たる刑事の仕事ぶりを裁判で客観的に見てもらう、また、取り調べ段階でも、状況の説明を求める上司に説明がしやすくなるなど、刑事

を守ることもなるとお話しくださいました。

私が、カメラで取り調べを撮影すれば、被疑者と刑事の信頼関係が築けないのではないかと聞いたところ、被疑者が刑事を信頼することは真実を話す一つの理由にすぎない、そもそも刑事は、被疑者を信頼することよりも、真実を引き出すために、被疑者の性格、様子をつぶさに分析し、心理学的なアプローチなどあらゆる手を尽くすことが大切だと強調されました。

稲富さんが林受刑者のことを先生と呼び続けたのは、決して稲富さんが優しいからだとか林受刑者に信頼してもらうためではなく、林受刑者の発言や様子、医師としての倫理観などを分析した上で、真相を引き出すために行った冷静な取り調べだったのです。

そこで、そもそも警察組織として、捜査員が被疑者から真実の自供を引き出す、例えば心理学的な研究や研修を実施してきているのか、信頼関係という抽象的な言葉で取り調べの科学的な研究を怠ってこなかったのか、その取り組みを伺います。

取り調べ可視化が必要とされたのは、そもそも、捜査側の意に沿った供述を認めさせる強引な取り調べが問題となつたからであり、そのような取り調べには到底信頼関係があるとは思えず、可視化に抵抗する理由に被疑者との信頼関係を挙げることが筋違いであると考えますが、いかがでしょうか。

可視化をすると取り調べが緊張してしまうというのであれば、全ての捜査員にICレコーダーを貸与して、録音できればよいと提案をいたしますが、いかがでしょうか。

ICレコーダーを使った録音だけを実施する場合、緊張感の緩和に加え、さらに予算が抑えられると思います。ICレコーダーは現在二千円台から多数あり、全捜査員の分をそろえたとしてもコストが改善されると思いますが、見解を伺います。

さらに、ICレコーダーを使った録音の一番のメリットは、捜査員が全員ICレコーダーを持つことで、全ての事件の取り調べ、参考人の調べ、現場の聞き込みなどを記録できる大きな可能性があることです。

現在の法案では、取り調べ室にカメラを隠した物々しい黒い箱が置かれて、緊張しやすい状態をみずからつくつた上で、わずか三%の事件しか可視化されません。

そうではなくて、できるだけ多くの事件を記録しておくという、いざというときの備え、つまり、裁判で供述の任意性が争われたときのために、多くの事件を全面的に記録する意識がなければなりません。

捜査員が、いつでもどこでも、大事だと思った取り調べや参考人聴取、聞き込みなどを広く録音できる制度を構築することこそが本質だと考えますが、いかがでしょうか。

このことは、裁判になったときに、警察や検察、捜査側にも大きなメリットをもたらすことを強調しておきます。

現在、裁判所側は、捜査段階の供述の任意性が裁判で争われた場合、客観的に録音、録画されたものを必ずと言っていいほど見るようになっていきます。

最高裁判所刑事局は、去年三月の法制審議会特

別部会で次のように話しています。以下、要点を紹介いたします。

任意性立証のために最も適した証拠が取り調べの録音、録画の記録媒体であるということについては、おおむね共通認識が得られてきている。最終的には、録音、録画媒体がない場合には、その取り調べで得られた供述の証拠能力に関し、証拠調を請求する側に現在よりも重い立証上の責任が負わされるという運用に恐らくなっていくのだろうと思う。この点は、録音、録画義務が課されていない事件についても、被疑者の供述が鍵となる事件においては、リスクの意味合いという意味では同様のことが言えるのではないかとこのように考えていると。

この最後のリスクという言葉は、捜査機関がリスクを負うという意味です。取り調べの可視化は、もはや捜査機関の主張を裁判所で認めてもらうために不可欠なのであります。

一次捜査を担当する警察は特に、この裁判所の見解を真摯に踏まえ、幅広く録音する意識が必要だと思いますが、この裁判所の見解について所感を伺います。

警察段階での自白が事件を決することが多いにもかかわらず、録画をしていませんでした、検事さんの調べにお任せします、そんな事件が九七%もあれば、現場で汗をかいている警察職員二十五万人の努力を裁判の場で無にすることにしないのか、見解を伺います。

抵抗理由の二つ目に、検察によって警察段階の供述をチェックされると言っておりますが、刑訴法上、検察の取り調べ権限と供述調書の証拠能力は同じとされております。警察と検察の捜査で可

視化に差をつけるようなこの法案は、警察が、検察と同等の捜査権限をみずから放棄することに等しいと思えますが、それでよろしいのでしょうか。

ここからは法務大臣に伺います。

さきに挙げた裁判所の見解からすると、可視化に例外化が広く設定されているこの法案では、裁判を進める上で検察側に不利が生じると考えますが、いかがでしょうか。

供述の信用性が争われるケースは、裁判員裁判事件だと六十件に一件の割合、その他の事件は六百件に一件だからという理由で全事件可視化に反対する意見がありますが、捜査側にもメリットのある可視化を罪の重い裁判員事件に限定することは、罪の重さによって立証の方法にあらかじめ差をつけることになり、被疑者、被告に対し公平公正な立証が尽くされる制度ではないと考えますが、いかがでしょうか。

裁判員裁判という罪の重い犯罪に可視化を限定するのではなくて、供述の争いが生じる可能性の高い否認事件に対し、できるだけ広く録音を実施するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

平成二十三年の一年間、刑事第一審、地裁における判決言い渡し人員の総数は五万七千九百六十八名、そのうち、否認事件の件数は四千七百三十四名、八・二%だったと法務省は話していますが、五千件程度を録音だけするというのであれば十分可能と考えますが、やりませんか。

録音を否認事件に拡大するべきだと提案をすれば、いつ否認を始めるのか、否認の程度もわからないなどとおっしゃいますが、少なくとも、否認に転じたら録音を始めるというだけでも、裁判で

供述の任意性を証明する一端になるし、十分対応可能と考えますが、いかがでしょうか。

そもそも、裁判員裁判の対象事件は、国民の関心が高く社会的に重大な事件であり、一方、無実が推定される被告人にとっては、痴漢のような冤罪も仕事や人間関係を失う重大なものですから、裁判員裁判事件のみ可視化の対象とすることは、冤罪の防止という可視化の社会的要請を果たせないと考えますが、いかがでしょうか。

法案の附則に三年後に見直す規定がありますが、法制審の特別部会で委員だった村木厚子さんや、痴漢事件をテーマに冤罪を世の中に問うた映画監督周防正行さんは、可視化のさらなる拡大のための第一歩として、今回の案を不満ながらも了承したと言われております。

今後の可視化対象の拡大を、見直し規定よりも強く、法律で確約、明文化するべきではないでしょうか。

次に、合意制度等の導入、いわゆる司法取引について。

本法案では、司法取引の真実性を担保するため、虚偽供述をした被告人を処罰する規定が新たに盛り込まれました。

現在は、裁判に出廷した証人に対する偽証罪しかありませんが、二〇一三年は、偽証罪が適用された件数は百三十八件。このうち起訴された件数は何件でしょうか。

また、この百三十八件のうち、検察側がみずからの主張を補強するために請求した証人が偽証をし、検察がこれを起訴した件数と、全体に占める割合がどれだけあるか、お答えください。

検察側証人が偽証罪に問われてきたかどうか

は、今後、司法取引で、被告人や証人が検察に沿う虚偽の証言や供述をした場合に、検察が新しい処罰規定を使う意欲が本にあるのかという根本的な問題にかかわります。

裁判所も、法制審の議論で、実効性としてはいささか足りないと思わざるを得ないと、この点を意見しております。

検察が、検察側証人の偽証をどれだけ立件してきたのか、過去を詳細に分析し、今後の法務委員会で明らかにするよう求めますが、説明するおつもりがあるかないか、伺います。

司法取引を裁判所は疑いを持って見ております。捜査側にとっても、リスクの高い捜査手法と言えます。

去年六月、新時代の刑事司法制度特別部会では、裁判所側から、裁判実務では、類型的にこの種の供述は警戒すべきものと考えられてきた、こういう形で証人が出てきた場合には、その証人の信用性には、最初から少なくともある種の疑問符といえますか、留保というものを持ってその証言を聞くということになるとの発言もあります。

この裁判所の発言を踏まえれば、司法取引の場面を可視化することは絶対に必要であって、検察が主體的にセットをしていく協議の場とやらを可視化することは一〇〇%可能であると考えますが、可視化するおつもりはありますか。

通信傍受については、聞きたいことが多々ありますが、きょうは後の質問者にお譲りをいたします。

最後に、保釈の考慮事情の明確化について。村木さんは、検事から、私の仕事はあなたの供述を変えさせることだと言われたと話しております。

す。真実を守り通した結果、百六十一日間も勾留されました。

一方、元部下は、検察の意向に沿う供述をし、起訴後すぐに釈放されています。この供述によつて、村木さんは逮捕されたのです。

捜査側の立証趣旨を認め、立証趣旨に合った供述をしなければ保釈はない、そう言われた冤罪の被害者や被告の例は多数あり、いわゆる人質司法と呼ばれるようになってきたことは、多くの人が知るところであり、改善が求められますが、本法案はこうした問題解決につながるのか否か、見解を伺います。本日は、二十問、本法案の数多き問題点のほんの一端を伺ったにすぎません。今後の徹底審議をお誓いして、終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣上川陽子君登壇〕

○国務大臣(上川陽子君) 井出庸生議員にお答え申し上げます。

まず、取り調べの録音、録画制度の例外事由を設けることによる供述の任意性立証への影響についてお尋ねがありました。

本制度においては、原則として取り調べの全過程の録音、録画を義務づけつつ、一定の例外事由を設けることとしています。

本制度については、被疑者の供述の任意性の立証、判断に資するという観点だけではなく、録音、録画により、取り調べで供述が得られなくなり、真犯人の検挙、処罰ができなくなるということがないようにするとの観点も重要であり、一定の例外事由を設けることは不可欠であると考えております。

もとより、このような例外事由を設けること

が、直ちに、公判立証上、検察側に不利になるものではないと考えております。

次に、本法律案における取り調べの録音、録画制度の対象事件の範囲の適否についてお尋ねがありました。

本制度におきましては、裁判員制度対象事件及び検察官独自捜査事件を対象とすることとしています。

これは、全ての事件を一律に本制度の対象とすることは、その必要性や現実性に疑問がある上、本制度は、捜査機関に、これまでになかった義務を課するもので、捜査への影響を懸念する意見もあることから、録音、録画の必要性が最も高い類型の事件を対象としたものであり、合理的なものであると考えております。

検察においては、運用による取り調べの録音、録画を拡大しており、本制度の対象事件以外の事件においても、被疑者の供述が立証上重要であるものなどについては必要な録音、録画が行われ、供述の任意性について、録音、録画記録による的確な立証がなされることになると考えています。

次に、否認事件を取り調べの録音、録画制度の対象とすべきではないかとお尋ねがありました。

本制度は、捜査機関に取り調べの録音、録画を義務づけることなどを内容とするものであることから、対象事件の範囲を、法律により、厳密かつ明確な形で画する必要があると見ます。

しかし、例えば、被疑者が被疑事実を全体的に認めつつも、一部について異なる供述をしていたり、被疑者が、外形的な被疑事実を認めつつ、動機等について、他の関係証拠から認められる事実

関係と異なる供述をしている場合などもあり、否認事件かどうかを法律上明確に定めることは困難です。

したがって、否認事件を法制度の対象事件とすることは相当でないと考えております。

もともと、検察においては、本制度の対象とならない事件についても、運用による取り調べの録音、録画を積極的に実施しており、否認事件を含め、被疑者の供述が立証上重要であるものなどについて、必要な録音、録画が行われることになると考えております。

次に、事件数の観点からは、否認事件を取り調べの録音、録画制度の対象とできるのではないかとのお尋ねがありました。

先ほど述べた理由から、法律上の制度として、否認事件を本制度の対象とすることは相当ではないかと考えております。

次に、否認に転じた以降の取り調べを取り調べの録音、録画制度の対象とすることについてお尋ねがありました。

先ほど述べたのと同様の理由から、被疑者が否認に転じた場合を、法律により、厳密かつ明確に定めることは困難であり、法律上の制度として、御指摘のような範囲の取り調べを本制度の対象とすることは相当でないと考えております。

次に、取り調べの録音、録画制度の対象事件の範囲が狭く、制度の要請を果たせないのではないかとお尋ねがありました。

本制度の対象事件は、制度の対象とならない事件についても、検察等の運用による取り調べの録音、録画が行われることをもあわせ考慮した上で、法律上の制度としては、取り調べの録音、録

画の必要性が最も高いと考えられる類型の事件としたものであります。

本制度の対象とならない事件につきましても、被疑者の供述が立証上重要であるものなどについては、検察の運用において、必要な録音、録画が行われることとなるため、御懸念は当たらないものと考えております。

次に、取り調べの録音、録画制度の対象事件の今後の拡大についてお尋ねがありました。

本制度については、本法律案の附則第九条において、施行後三年が経過した後に必要な見直しを行う旨の、いわゆる検討事項を設けております。

もともと、本制度はこれまでにない新しい制度であり、その効果や課題については、実際に制度を運用してみなければわからないところが少なくないことなどから、現段階で、対象事件のあり方を含め、見直しの方向性について定めることとはしておらず、捜査機関の運用によるものを含め、取り調べの録音、録画の実施状況等を勘案しつつ、制度の趣旨等を十分に踏まえた検討を行うことが重要であると考えています。

次に、平成二十五年において、偽証罪により起訴された件数についてお尋ねがありました。

平成二十五年の検察庁における偽証罪による処理人員の総数は百三十八人であるところ、そのうちの起訴人員は合計九人であると承知しております。

次に、検察官請求の証人が偽証をしたとして検察が起訴した件数、及びそれが全体に占める割合についてお尋ねがありました。

法務省においては、お尋ねのような観点での統計的な把握をしておらず、お答えすることは困難であります。

次に、検察官請求証人に係る偽証事件の立件状況に関する分析、説明についてお尋ねがありました。

その分析のためには、基本的に、個別事件の記録の精査を要するとともに、それでも把握できない事柄もあり得ることから、どの範囲で分析等を行うことができるかについては、検討を要するものと考えています。

次に、検察官請求証人に係る偽証事件の立件状況に関する分析、説明についてお尋ねがありました。

その分析のためには、基本的に、個別事件の記録の精査を要するとともに、それでも把握できない事柄もあり得ることから、どの範囲で分析等を行うことができるかについては、検討を要するものと考えています。

次に、いわゆる合意制度に関し、協議の過程の録音、録画を義務づけるべきではないかとお尋ねがありました。

協議は、合意に向けた交渉としての性格を有するものであり、仮に、その過程について録音、録画を義務づけた場合には、自由な協議が大きく阻害されることになると考えられます。

また、合意に基づく供述が他人の公判で証拠として用いられるときは、合意内容が裁判所において必ずオープンにされ、その信用性が厳しく吟味される仕組みとするなどの制度的な手当てをしております。

したがって、協議の過程の録音、録画を義務づけることは適当ではなく、また、必要ではないと考えております。

最後に、本法律案が人質司法と呼ばれる問題の解決に資するものかとお尋ねがありました。

保釈の運用について、御指摘のような批判があることも承知しておりますが、一般論としては、裁判所において、刑事訴訟法の規定に基づき、事案の内容や証拠関係等の具体的な事情に応じて適切に判断されているものと承知をしております。

本法律案による刑事訴訟法第九十条の改正は、現在の運用についての特定の事実認識を前提とするものではなく、裁量保釈の判断に当たって考慮すべき事情について、実務上確立している解釈を明記し、法文上明確化するものですが、そのことにより、保釈の適正な運用にも資するものと考えております。(拍手)

〔国務大臣山谷えり子君登壇〕

○国務大臣(山谷えり子君) 井出庸生議員にお答えいたします。

警察における取り調べに関する心理学的な研究、研修等についてお尋ねがありました。

警察では、警察大学校に設置された取調べ技術総合研究・研修センター等において、心理学的知見に基づく取り調べ技術習得のための教育訓練を全国において実践させるため、各都道府県警察の取り調べ指導担当者に対し、心理学的知見を取り入れて取り調べに関する教育を行うとともに、取り調べ技術のさらなる体系化及びその習得のための教育訓練の方法に関する調査研究も行っているところであります。

次に、取り調べにおける捜査員と被疑者との信頼関係についてお尋ねがありました。

取り調べにおいて、不当に誘導を行ったり、供述を強要してはならないことは言うまでもありませんが、適切な取り調べを行う中で、被疑者と信頼関係を形成して真実の供述を得ることは重要であると考えております。

取り調べの録音、録画の制度化に当たっては、このような観点も踏まえ、取り調べや捜査の機能を損なわないように留意することが重要であると考えます。

次に、取り調べで緊張してしまうのであれば、

取り調べの緊張を回避するため、ICレコーダーを用いて録音のみを行えばよいのではないかとのお尋ねがありました。

被疑者取り調べについては、録音、録画には、任意性の立証に有効な面がある一方で、被疑者から供述が得られにくくなるなどの側面があるものと認識しており、全過程について録音、録画を義務づける制度を設ける場合には、対象は、録音、録画の必要性が類型的に高い裁判員裁判対象事件に限るべきであると考えております。

また、捜査機関には、必要に応じて、取り調べの状況が録音、録画された媒体を用いて被疑者の供述の任意性を立証することが求められるところ、取り調べの録音、録画においては、ICレコーダーではなく、その記録の正確性や改ざんの防止を十分に担保するための機能を備え、記録の内容をめぐって裁判での争いが生じにくい機器を用いることにより、録音及び録画を同時に行う必要があるものと考えております。

次に、取り調べでICレコーダーを用いれば予算が抑えられるのではないかとのお尋ねがありました。

取り調べの録音、録画のための機器の整備に当たっては、制度の持続可能性を確保するため、可能な限りコストを抑えることが望ましいことは御指摘のとおりであります。一方で、先ほど申し上げたとおり、記録の正確性や改ざんの防止を担保する必要がある、その機能を備えた機器の整備に一定のコストが必要になることはやむを得ないものと考えております。

次に、捜査員が常に取り調べや事情聴取を録音することができるようにするべきである旨のお尋

ねがありました。

被疑者取り調べについては、録音、録画には任意性の立証に有効な面がある一方で、被疑者から供述が得られにくくなるなどの側面があるものと認識しており、全過程について録音、録画を義務づける制度を設ける場合には、対象は、録音、録画の必要性が類型的に高い裁判員裁判対象事件に限るべきであると考えております。

また、参考人の取り調べについては、参考人の捜査段階における供述は原則として公判では証拠とならず、公判での証言が原則となること、供述を録音することにより参考人から協力を得られにくくなることもあることから、その録音の実施については慎重に検討する必要があると考えております。

次に、録音、録画に関する裁判所の見解への所感についてお尋ねがありました。

取り調べの録音、録画には、被疑者の供述の任意性の立証に資するという側面がある一方で、被疑者から供述が得られにくくなるなどの側面があるものと認識しております。

したがって、録音、録画制度は、その有用性を生かしつつ、一方で、取り調べや捜査の機能を損なわない、バランスのとれたものとする必要があります。制度の対象事件は裁判員裁判対象事件とすることが適当と考えております。

次に、警察における取り調べの録音、録画のあり方についてお尋ねがありました。

警察には、社会に不安を与える犯罪の検挙、立件等を通じ、安全、安心を求める国民の期待に応えるという責務があります。

こうした観点から、取り調べを通じて事案の真

相を明らかにすることは極めて重要であり、録音、録画制度については、取り調べや捜査の機能を損なわないよう、類型的にその必要性が高い裁判員裁判対象事件を対象とすることが適当であると考えており、このことは警察捜査の的確な遂行にも資するものと考えております。

最後に、警察と検察における録音、録画義務の対象範囲の違いについてお尋ねがありました。

検察官独自捜査事件が録音、録画義務の対象とされているのは、被疑者が異なる捜査機関の取り調べを受ける機会がないなどの事件の性質を理由とするものであると承知しており、取り調べの主体が検察官か警察官かで区別するものではありません。

したがって、被疑者の取り調べに係る権限や調書の証拠能力について検察官と警察官とで同一の扱いをしている刑事訴訟法の規定と特に矛盾したものではないと考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) 遠山清彦君。

〔遠山清彦君登壇〕

○遠山清彦君 公明党の遠山清彦でございます。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に関し、質問させていただきます。(拍手)

今回の法改正は、時代に即した新たな刑事司法制度の構築を目的としたものであり、とりわけ我が国の刑事司法制度において大きな位置を占める取り調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却を目指した初めての改正という意味で、極めて重要な法改正と考えます。

しかし、この法改正の背景には日本の刑事司法

制度に対する国民の信頼が揺らいできた事実があることを政府及び裁判所は率直に認めなければなりません。

平成十九年の志布志事件と富山水見事件の無罪判決、平成二十二年の足利事件の再審無罪判決や郵便不正事件の厚労省元局長無罪判決、平成二十五年のPC遠隔操作事件における四人の誤認逮捕等々、これらの事例を通して、被疑者に虚偽の自白をさせた捜査手法や、検察官による証拠捏造、犯人隠蔽、あるいは不十分な事前証拠開示などの問題が浮き彫りになりました。これらの諸問題を解決できなければ、刑事司法制度に対する国民の信頼を回復することはできません。

上川法務大臣におかれましては、冤罪や誤判事件を徹底して防止する、そういう強い決意を持って今回の法改正に臨んでいただきたい、さらに、運用面も含めた刑事司法制度の改革を強力に推進していただきたい、このことをまず冒頭申し上げ、以下、具体的な改正事項について質問をさせていただきます。

本改正案では、取り調べの可視化、すなわち、録音、録画制度の創設が規定されております。これは、長年公明党が導入を求めてきた制度であり、法律の中で明確化されることは画期的なことです。

しかし、その一方で、対象が裁判員制度対象事件と検察官独自捜査事件のみに限定されており、身柄が拘束される全事件の数%にすぎないという問題が指摘をされております。この対象範囲では、過去の冤罪事件の一部は対象外となってしまう。

なぜ今回このような限定を行ったのか、法務大

臣の明快な説明を求めます。また、あわせて、将来的に可視化の対象事件を拡大する意向があるのかどうか、伺います。

この取り調べの録音、録画義務には、被疑者が録音、録画を拒否して、録音、録画のもとでは十分な供述ができない場合など、例外事由が四つ設けられております。捜査機関がこの例外規定を恣意的に運用した場合、不当に録音、録画義務を免れ、可視化制度の形骸化を招く危険性があります。

なぜこのような例外事由を設けたのか、また、捜査機関による恣意的運用の余地が本当にないのか、法務大臣の所見を求めます。

次に、合意制度の導入について伺います。

この制度は、被疑者、被告人が一定の財政経済関係犯罪や薬物銃器犯罪などに関する他人の犯罪事実について知識を有すると認められ得る場合、本人の不起訴、公訴取り消しなどの便宜と引きかえに、その他の人の犯罪事実について供述調書作成に応じ、あるいは公判で供述することに合意する手続です。

この手続には弁護人が一貫して関与することが定められておりますが、被疑者、被告人が自分の貢献をより大きく見せかけようと考え、他人の犯罪についてその供述をするおそれが指摘されております。また、当該罪に全く無関係の第三者を引つ張り込む危険も指摘されております。

誰人も、他人の虚偽供述によつて裁かれることがあつてはならないと考えます。今回導入される合意制度が、このようないわゆる巻き込み、引き込みの危険に適切に対処できる仕組みになっているのかどうか、法務大臣の明快な答弁を求めま

す。

本改正案には、通信傍受の対象犯罪の拡大も盛り込まれております。これまで対象としてきた薬物犯罪、銃器犯罪等に加え、殺人、監禁、誘拐、強盗、詐欺、児童ポルノ関係犯罪なども通信傍受の対象とする内容です。

警察庁の発表によりますと、オレオレ詐欺等を含むいわゆる特殊詐欺全体による被害は、昨年過去最悪を更新し、被害額は総額五百五十九・四億円、認知件数は一万三千三百七十一件に上りました。また、児童ポルノ事件の被害者も、まことに遺憾ながら、昨年過去最悪を更新し、七百四十六人、そのうち、小学生以下は百三十八人上っております。

これら社会問題化している犯罪に対応するため、裁判官が発付する傍受令状に基づいて捜査機関が通信傍受を行うことには国民からも一定の理解が得られると考えますが、一方で、恣意的な運用により国民のプライバシー等が不当に侵害されることは絶対にあつてはなりません。

これまで十五年間適正に実施されてきた通信傍受の実績も踏まえ、また、新たに改正案に追加された結合体の要件も念頭に、今後の適正な運用のあり方についての法務大臣の決意を伺います。

また、通信傍受の対象犯罪が追加されたことにより、今後の実施事件数の増加が見込まれますが、件数増加に伴い、通信事業者には、それに対応できる体制の整備が求められます。新たに導入される一時的保存の方法による傍受についても、要員確保や施設保全等の面において、さらに負担が増大する可能性があります。

これらの通信事業者の負担増について、政府と

して何らかの支援策を検討しているのか、あわせて伺います。

冒頭に言及した郵便不正事件で被告人とされ、最終的に無罪判決を受けた村木厚子現厚生労働事務次官は、法律専門誌に寄せた手記にこう書いております。

勾留生活は、精神面を含め体調の維持が難しく、裁判の前から罰を受けている状況であり、また、弁護人と自由に連絡ができない等防備面で被告人を極めて不利な状況に置いている、こうしたこともよく考慮して勾留を考えてほしい。

これは、私は、非常に重たい言葉だと思ひました。

その意味で、本改正案の刑事訴訟法第九十条に、裁量保釈の判断に当たつての考慮事情を明記したことは、一定の評価をしております。

ただし、この考慮事情は、改正前の現行法の解釈上定着していたものを明記したにすぎないという指摘もあり、もしそうであるならば、改正後も勾留の運用に変化が見られない可能性がありま

す。

時に人質司法とさえ呼ばれ、非難の対象になつてきた勾留の運用については、今回の改正を契機として抜本的に改善していくべきであると考えますが、法務大臣の見解を求めます。

犯罪被害者や証人の保護を強化する措置の導入について伺います。

本改正案では、証人が加害行為等を受けるおそれがある場合、ビデオリンク方式による証人尋問の拡充を図るとともに、その氏名や住居を被告人に不開示にする条件を付したり、特に必要な場合、弁護人にも知らせず代替的な呼称や連絡先を

開示することを可能とし、また、裁判所の決定により、公開の法廷で証人の氏名等を明らかにしないことを認める措置を導入しております。

これらの措置は、証人となる国民がより安心して刑事裁判に協力できることにつながる観点から、高く評価いたします。

一方、起訴状の公訴事実の記載における被害者の氏名等の秘匿については、法律で規定されておらず、運用に委ねられております。

この点に関し、運用によつて本当に被害者の保護を十分に図ることができると、法務大臣の答弁を求めます。

最後に、繰り返しとなりますが、今回の法改正を通じ、真に国民から信頼を得られる新たな刑事司法制度の構築のために、法務省を初め、政府、裁判所を挙げて取り組むよう切にお願いを申し上げます、私の代表質問を終わります。

（拍手）

〔国務大臣上川陽子君登壇〕

○国務大臣（上川陽子君） 遠山清彦議員にお答え申し上げます。

まず、本法律案における取り調べの録音、録画制度の対象事件の趣旨及び将来の拡大についてお尋ねがありました。

本制度においては、裁判員制度対象事件及び検察官独自捜査事件を対象としています。

これは、本制度が捜査機関にこれまでになかった義務を課すものであり、捜査への影響を懸念する意見もあることから、本制度の対象とならない事件についても検察等の運用による取り調べの録音、録画が行われることをもあわせ考慮した上で、法律上の制度としては、取り調べの録

音、録画の必要性が最も高いと考えられる類型の事件としたものであります。

検察においては、運用による取り調べの録音、録画を拡大し、本制度の対象とならない事件についても取り調べの録音、録画に積極的に取り組んでおり、制度と運用をあわせて見ると、相当程度の割合の事件で取り調べの録音、録画が行われることになるものと考えております。

また、本法律案の附則において、施行後三年が経過した後に必要な見直しを置く旨の、いわゆる検討事項を設けております。

対象事件のあり方を含め、現段階で見直しの方向性を定めているものではありませんが、本制度の施行状況や捜査機関の運用による取り調べの録音、録画の実施状況等を勘案しつつ、制度の趣旨等を十分に踏まえた検討を行うことが重要であると考えています。

次に、取り調べの録音、録画制度の例外事由の趣旨及びそれが恣意的に運用されるおそれについてお尋ねがありました。

本制度においては、原則として取り調べの全過程の録音、録画を義務づけつつ、御指摘のとおり、録音、録画の拒否等の被疑者の言動により、録音、録画をしないと被疑者が十分に供述できないと認められる場合などを例外事由としています。本制度については、録音、録画をすることにより、取り調べで供述が得られなくなり、真犯人の検挙、処罰ができなくなることがないようにするとの観点も重要であり、このような例外事由を設けることは不可欠であると考えております。

例外事由の運用において、捜査機関が例外事由に当たると判断して録音、録画をしなかった場合

に、公判で例外事由の存否が問題となったときは、裁判所による審査の対象となり、捜査機関側の責任で例外事由を立証する必要があります。

そのため、捜査機関としては、例外事由を十分に立証できる見込みがない限り、例外事由に当たると判断して録音、録画をしないことはできないと考えられ、例外事由が恣意的に運用される余地はないものと考えております。

次に、いわゆる合意制度に関し、虚偽の供述による引つ張り込みの危険についてお尋ねがございました。

この制度につきましては、お尋ねのように、被疑者、被告人が虚偽の供述をして第三者を引つ張り込むおそれがあるとの指摘がありますが、そのようなことが生じないように、制度上、次のような手当てをしているところであります。

すなわち、合意の成立に至る過程には弁護人が必ず関与することとしています。また、合意に基づく供述が他人の公判で証拠として用いられるときは、合意内容が裁判所において必ずオープンにされ、その供述の信用性が厳しく吟味されることとなります。そのため、検察官としても、十分な裏づけ証拠があるなど、裁判でも十分に信用される場合でない限り、合意に基づく供述を証拠として使うことはできないと考えられます。さらに、合意をした者が捜査機関に対して虚偽の供述等をした場合には処罰の対象となります。

したがって、合意制度は、虚偽の供述により第三者を引つ張り込むおそれに適切に対処できるものになっているものと考えます。

次に、今後の通信傍受の適正な運用のあり方についてお尋ねがございました。

捜査機関においては、通信傍受法施行後、法が定める厳格な要件と手続に従い、適正に通信傍受を実施してきたものと認識しています。

本法律案の通信傍受法の改正案においては、新たに追加する対象犯罪について、現行法の厳格な要件に加えて、一定の組織性の要件を課すこととしているほか、通信傍受の手続の合理化、効率化として、立会人を置くことにかえて、暗号技術等を活用することにより、現行法と同様に手続の適正を確保することとしています。

このように、通信傍受法の改正案におきましても、適正確保のための措置が十分とられており、今後も、法が定める厳格な要件と手続を厳守した適正な運用が行われることとなると考えております。

次に、通信傍受法改正による通信事業者の負担増についてお尋ねがございました。

本法律案の通信傍受法の改正案においては、通信傍受の手続の合理化、効率化として新たな通信傍受の実施の手続を導入するものであり、これにより、立会人や傍受の実施場所の確保等の通信事業者の負担軽減が図られるものと考えております。

その具体的な実施に当たっても、対象犯罪の拡大により傍受の実施件数がふえ得ることも踏まえながら、通信事業者の負担を必要最小限のものとすよう、これまで同様に、通信事業者等と十分に協議をし、その負担に配慮していくこととなるものと考えております。

次に、勾留の運用を改善すべきではないかとお尋ねがございました。

勾留の運用につきましては、御指摘のような批判があることも承知しておりますが、一般論としては、裁判所において、刑事訴訟法の規定に基づき、事案の内容や証拠関係等の具体的な事情に応じて適切に判断されているものと承知しております。

本法律案による刑事訴訟法第九十条の改正は、現在の運用についての特定の事実認識を前提とするものではなく、裁量保釈の判断に当たって考慮すべき事情について、実務上確立している解釈を明記し、法文上明確化するものですが、そのことにより、勾留の適正な運用にも資するものと考えております。

最後に、起訴状の公訴事実の記載において被害者の氏名等を秘匿する運用についてお尋ねがございました。

被害者保護のために、刑事手続において、その氏名等の情報が適切に保護されるようにすることは重要なことであると認識をしております。

検察当局においては、現行法のもとでも、審判の対象を特定するとともに、被告人に防御の範囲を示すという趣旨を害しない範囲で、被害者保護の観点から、個別事案の内容に応じて、起訴状において被害者の氏名等を秘匿する運用を行うなど、被害者保護に努めているものと承知をしております。

もつとも、このような運用の事例が集積されている段階にはないため、その集積を待つて、法整備の要否を含め、十分な検討をする必要があるものと考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) 清水忠史君。

〔清水忠史君登壇〕

○清水忠史君 私は、日本共産党を代表して、刑事訴訟法等一部改正案について質問いたします。(拍手)

そもそも、今回の刑事司法改革の契機は、いわゆる村木事件を初め、次々と明らかになった、足利事件、布川事件、氷見事件、志布志事件、東電OL事件などの冤罪事件の根絶だったはずであります。

日本の刑事司法に対する国民の不信はきわまり、冤罪を生み出してきた構造的な問題にメスを入れることが迫られています。国民が求めてきたのは、取り調べの全面可視化、証拠の全面開示制度の導入、代用監獄制度の廃止、自由の強要や人質司法の根絶など、抜本的な改革であります。

ところが、本法案は、取り調べの可視化や証拠開示は極めて限定的なものにとどめる一方、捜査機関による盗聴の自由を拡大し、司法取引制度を盛り込んでいます。こうした捜査機関の権限拡大は、刑事司法改革の本来の目的とは正反対のものであり、新たな冤罪を生み出すことにつながり、その危険性は極めて重大であります。

第一に、盗聴法の拡大についてです。

憲法二十一条は、「通信の秘密は、これを侵してはならない。」と定めています。会話やメールを警察が勝手に傍受することは、この規定に反するものであります。

一九八六年、警察によって行われた我が党の緒方靖夫国際部長宅盗聴事件で、裁判所は、盗聴の性格を次のように断じました。

盗聴は、その性質上、盗聴されている側におい

ては、盗聴されていることが認識できず、したがって、盗聴された通話の内容や、盗聴されたことによる被害を具体的に把握し、特定することが極めて困難であるから、それゆえに、誰との、何どき、いかなる内容の通話が盗聴されたかを知ることでもない被害者にとつて、その精神的苦痛は甚大である。

上川法務大臣、盗聴、つまり盗み聞きが、通信の秘密を初め、基本的人権と私生活の平穩を侵すという認識がありますか。答弁を求めます。

現行盗聴法は、一九九九年に強行成立させられましたが、対象犯罪を広範に定めた政府原案は、三度の国会にわたつて国民の厳しい批判にさらされ、最終的に与党は、対象犯罪について、集団密航、薬物、銃器、組織的殺人の四類型に限定する修正を余儀なくされたものであります。その修正の趣旨は、盗聴を組織的犯罪集団に限定するといふものだったのではありませんか。

ところが、本法案は、窃盗や強盗、詐欺、恐喝など、一般の刑法犯にまで広範囲に拡大することとしています。これは、盗聴を日常的な捜査手法とし、大規模な盗聴に道を開くものではありませんか。

政府は、これらの拡大した犯罪についても、組織性を要件としていると言いますが、法案は、二人の共犯であつても、あらかじめ役割の分担について意思を通じるなら、盗聴の対象としているではありませんか。

政府は、振り込め詐欺などに対応するためだと言いますが、それらの犯罪グループは、一度使つた携帯電話や銀行口座は二度と使わないのが実態です。

法務大臣、盗聴によつてこれらの犯罪組織を摘発できるとする具体的な根拠をお示しください。次に、通信事業者の常時立ち会いをなくすという問題についてです。

現行法にある、警察の通信傍受の際のNTTなどの通信事業者の常時立ち会いもまた、政府原案への国民的批判のもと、与党の修正によつて生まれた規定でした。

法務大臣、その趣旨は、通信傍受の実施の適正を確保するためだったはずではありませんか。

ところが、法案は、この規定をなくし、立会人にかえて、電磁的な暗号で適正を確保するとしています。しかし、そうしたシステムは、現在どこにも存在しません。結局、法成立後、システムの開発も運用も、全て警察に委ねられることになりませんか。

立会人による心理的抑制が働かず、時間的、場所的制約も外して、警察が存分に盗聴できるようになれば、通信の秘密はさらに侵されることになりませんか。

この間、衆参の法務委員会での我が党の質問に、警察庁は、電子メールやフェイスブック、ツイッター、LINEなどについても通信傍受が可能だと答弁しました。

山谷国家公安委員長、現行法でもメールやSNSの通信傍受ができるということを一体どれだけの国民が理解していると認識していますか。

その上に、本法案によつて、その対象犯罪を拡大し、常時立ち会いをなくしてしまえば、スマホやパソコンを利用した国民のコミュニケーションは、文字どおり、丸裸にされるではありませんか。答弁を求めます。

国家公安委員長、改めて伺いたい。

緒方靖夫宅盗聴事件は、裁判所も、警察による極めて重大な違法行為と断罪した、明白な権力犯罪です。その断罪の後に至つても、警察は、盗聴は過去も今後も行ふことはないかと強弁してきました。

このような態度は、決して許されるものではありません。警察は、盗聴という違法行為を行ったことを認め、謝罪すべきであります。

このように、何の反省も謝罪もなく、盗聴の事実さえ認めない警察に、これ以上の盗聴の自由を与えることがいかに危険なものであるかという認識はないのですか。答弁を求めます。

第二に、司法取引制度についてです。

この制度は、他人の刑事事件につながる供述と引きかえに、例えば不起訴にするといった取引を犯罪捜査に導入するものです。これは、みずから罪を軽くしたいとの心理から、無実の他人を引っ張り込む危険が極めて大きいものではありませんか。そのことが新たな冤罪を引き起こすことになるのではありませんか。答弁を求めます。

第三に、取り調べの可視化についてです。

本法案が可視化の対象とする事件は、裁判員裁判対象事件と検察独自捜査事件に限られ、全刑事事件のわずかに三%にすぎません。加えて、被疑者が十分な供述をすることができないと認めるときは録音、録画しなくてもよいなどという例外規定を設け、その判断は捜査機関に委ねられています。これでは、可視化のいいところ取りが可能となり、逆に冤罪を生み出すことになるのではありませんか。

取り調べの可視化は、憲法三十八条一項の黙秘

権を制度的に保障するものであると考えるべきです。そうである以上、可視化の対象犯罪を限定するのではなく、全ての事件を対象とし、全過程で行うようにすることが当然ではありませんか。

このように、本法案は、単なる一部可視化法案というようなものではありません。捜査機関の本来の要求である、使い勝手のよい盗聴や司法取引の導入を図るものです。これを許すなら、特定秘密保護法による独立共謀罪や、執拗に狙われてきた共謀罪の創設と相まって、我が国を監視、密告の社会につくりかえることとなります。このようなことは断じて認めることはできません。

以上、指摘し、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣上川陽子君登壇)

○国務大臣(上川陽子君) 清水忠史議員にお答え申し上げます。

まず、通信傍受が基本的人権を侵すものではないかとお尋ねがありました。

通信の当事者のいずれの同意も得ないで通信を傍受することは、通信の秘密、私生活の自由を制約するものでありますが、通信傍受法に基づく通信傍受は、厳格な要件、手続のもとでのみ認められるものであつて、通信当事者の通信の秘密、私生活の自由を不当に制約するものではなく、憲法上許されるものであります。

次に、現行の通信傍受法の対象犯罪が四罪種に限定された趣旨についてお尋ねがございました。その趣旨については、通信傍受が、憲法の保障する通信の秘密を制約するものであるほか、我が国で初めて行われるものであることに鑑み、対象犯罪については、平穩な社会生活を守るために通信傍受が捜査手法として必要不可欠と考えられる

最小限度の組織的な犯罪に限定することとしたなど説明をされているものと承知をしております。

次に、通信傍受の対象犯罪の拡大により、大規模な通信傍受に道を開くのではないかとのお尋ねがございました。

通信傍受法の改正による対象犯罪の拡大は、通信傍受の運用状況や現時点における犯罪情勢、捜査の実情等を踏まえ、現に一般国民にとって重大な脅威となり、社会問題化している犯罪であつて、通信傍受の対象とすることが必要不可欠なものを対象犯罪に追加するものであります。

そして、新たに追加する対象犯罪については、現行通信傍受法の厳格な要件に加えて、組織的な犯罪に適切に対処するという通信傍受法の趣旨を全うするため、一定の組織性の要件を設け、それをも満たす場合でなければ傍受令状が発付されないこととしております。

実際にも、これらの厳格な要件を満たす事案は組織的な犯罪に限られることから、御懸念は当たらないものと考えております。

次に、二人の共犯事件であつても通信傍受の対象となるのではないかとのお尋ねがございました。

確かに、通信傍受法の要件の上からは、二人の共犯事件が傍受の対象となることもあり得ます。しかしながら、先ほどもお答え申し上げたとおり、実際に通信傍受の厳格な要件を満たす事案は組織的な犯罪に限定されることとなると考えております。

次に、通信傍受法の改正により振り込め詐欺等を摘発できるとする根拠についてお尋ねがございました。

ました。

いわゆる振り込め詐欺を初めとする組織的な犯罪の事案では、首謀者を含む共犯者間における犯行の謀議、指示、報告その他の連絡が携帯電話等の通信手段を用いて行われる場合が多く、背後関係を含めて事案の解明を図る上で、こうした犯罪関連通信を傍受して客観的証拠を収集することは極めて有効であると言えます。

なお、こうした組織的な犯罪においては、一度使った携帯電話を二度と使わないといった御指摘は必ずしも当たらないと考えております。

次に、立会人の常時立ち会いが義務づけられた趣旨についてのお尋ねがございました。

その趣旨につきましては、通信傍受に対する国民の心配を払拭するため、常時立会人を置くことによつて、公平公正に通信傍受が行われていることを担保することとしたなどと説明されているものと承知をしております。

次に、新たに導入する通信傍受の手続において用いる機器の開発も運用も警察に委ねられるのではないかとのお尋ねがございました。

本法律案では、立会人を立ち会わせした場合と同様の通信傍受の適正を確保するために用いる機器として、特定電子計算機が具備すべき機能を詳細に定めることとしております。そして、特定電子計算機を用いる通信傍受を実施するに際しては、当該特定電子計算機が本法律案の定める機能を有しているかどうかについて、傍受令状の請求を受けた裁判官の審判を受けることとなります。

したがつて、特定電子計算機の開発及び運用を警察が行おうとしても、本法律案に基づく傍受が実施される際には、法定の機能を有するものが使

用されることが確保されることとなります。

次に、新たに導入する立会人を置かずに通信傍受を行う手続により、さらに通信の秘密が侵害されるのではないかとのお尋ねがございました。

新たに導入する特定電子計算機を用いる通信傍受では、捜査官が傍受または再生をした通信は、全て、特定電子計算機により、改変不可能な形で自動的に記録媒体に記録をされ、裁判官に提出されます。そして、この記録媒体を通じて、捜査官がどのような傍受を行ったかが全て明らかとなりますから、仮に違法な傍受を行つても発覚を免れないこととなります。

このような仕組みにより、立会人がいる場合と同様に傍受の手続の適正が担保されることから、御懸念は当たらないと考えております。

次に、通信傍受法の改正により、スマートフォン等を利用した一般国民のコミュニケーションの秘密が保てなくなるのではないかとのお尋ねがございました。

さきにお答え申し上げますとおり、対象犯罪を拡大しても、実際に通信傍受の厳格な要件を満たす事案は組織的な犯罪に限られることになることから、一般の国民の日常の通信が広く傍受の対象となるといった懸念はないものと考えております。

また、新たに導入する特定電子計算機を用いる通信傍受においても、立会人がいる場合と同様に手続の適正を担保することができることから、不適正な傍受が行われるのではないかとといった御懸念は当たらないものと考えております。

次に、通信傍受が適正に行われない懸念についてお尋ねがありました。

現行の通信傍受法における通信傍受は、極めて厳格な要件のもとで、裁判官の発する令状に基づいて行い、傍受の実施中、常に第三者が立ち会うほか、傍受した通信は全て記録され、封印されて裁判官が保管し、関係者に不服申し立て等が認められているなど、制度的な適正確保のための措置がとられております。

また、本法律案において新たに導入する特定電子計算機を用いる通信傍受においては、立会人を置くことにかえて、暗号技術等を活用することにより、現行法と同様に手続の適正を確保することとしております。

捜査機関においては、今後とも、当然、このような法で定める厳格な要件と手続を厳守した適正な運用を行うことと考えております。

次に、いわゆる合意制度に関し、無実の他人を引つ張り込むことにより冤罪を引き起こす危険があるのではないかとのお尋ねがございました。

お尋ねの点については、そのようなことが生じないように、制度上、次のような手当てをしているところでございます。

すなわち、合意の成立に至る過程には弁護人が必ず関与することとしています。また、合意に基づく供述が他人の公判で証拠として用いられるときは、合意内容が裁判所において必ずオープンにされ、その供述の信用性が厳しく吟味されることとなります。さらに、合意をした者が捜査機関に對して虚偽の供述等をした場合には処罰の対象となります。

したがって、合意制度は、虚偽の供述により第三者を巻き込むおそれに適切に対処できるものになつていてと考えています。

次に、取り調べの録音、録画制度の対象事件及び例外事由の運用についてお尋ねがありました。

本法律案においては、取り調べの録音、録画の必要性が最も高いと考えられる類型の事件である裁判員制度対象事件及び検察官独自捜査事件を対象として、原則として取り調べの全過程の録音、録画を義務づけた上で、取り調べや捜査の機能に支障を生じないようにする観点から、一定の例外事由を設けることとしております。

公判で例外事由の存否が問題となつたときは、裁判所による審査の対象となり、捜査機関側の責任で例外事由を立証する必要があります。

そのため、捜査機関としては、例外事由を十分に立証できる見込みがない限り、例外事由に当たると判断して録音、録画をしないことはできず、恣意的に運用される余地はないことから、御懸念は当たらないと考えております。

最後に、全ての事件で取り調べの全過程の録音、録画を行うべきではないかとお尋ねがありました。

本制度は、御指摘のような被疑者の憲法上の権利に由来するものではなく、供述の任意性の確かな立証を担保するとともに、取り調べの適正な実施に資するという政策的見地から導入するものであります。

そして、本制度の対象事件や例外の範囲は、録音、録画の必要性だけではなく、それによる弊害をも考慮し、適切なバランスのもとで決定すべきものであつて、御指摘のように全ての事件を対象として例外なく取り調べの全過程の録音、録画を義務づけることは相当ではないと考えております。(拍手)

(国務大臣山谷えり子君登壇)

○国務大臣(山谷えり子君) 清水忠史議員より、現行法における通信傍受の対象の通信手段についてお尋ねがありました。

通信傍受法上の通信は、電話その他の電気通信であつて、その伝送路の全部もしくは一部が有線であるものとされており、御指摘の通信手段についても、通信傍受法における通信に該当するということは、文理上、明確になつているところです。また、この点につきましては、これまでの国会の御議論においても明らかにさせていただいております。

いづれにいたしましても、警察としては、通信傍受の適正な実施に努めることにより、国民の御理解を得てまいりたいと考えております。

いわゆる緒方宅事件についてのお尋ねがありました。

国賠訴訟の控訴審判決では、警察官である個人三名がいずれも県の職務として行ったものと推認することができると判示していますが、組織的犯行と断定した判決ではなかつたと承知していただきます。

いづれにせよ、警察としては、違法な通信の傍受は過去にも行つておらず、今後も行ふことはないと承知しており、引き続きしっかりと指導をしてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十一分散会

出席国務大臣

法務大臣 上川 陽子君
文部科学大臣 下村 博文君
国土交通大臣 太田 昭宏君
国務大臣 麻生 太郎君
国務大臣 山谷えり子君

出席副大臣

法務副大臣 葉梨 康弘君

○議長長の報告

(通知書受領)

一、去る十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件

二十七年の国際コーヒ―協定の締結について承認を求めるの件
一、去る十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律
電気通信事業法等の一部を改正する法律

議院運営委員

辞任

田野瀬太道君
牧島かれん君
大西 宏幸君
武井 俊輔君
田野瀬太道君
牧島かれん君

補欠

大西 宏幸君
武井 俊輔君
田野瀬太道君
牧島かれん君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方創生に関する特別委員

辞任

大岡 敏孝君
加藤 寛治君
平口 洋君
山田 賢司君
池田 道孝君
新谷 正義君
瀬戸 隆一君
武村 展英君

補欠

武村 展英君
池田 道孝君
新谷 正義君
瀬戸 隆一君
加藤 寛治君
平口 洋君
山田 賢司君
大岡 敏孝君

一、昨十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

石崎 徹君
金子めぐみ君
牧島かれん君
白石 徹君
八木 哲也君
赤枝 恒雄君
勝沼 栄明君
務台 俊介君

補欠

赤枝 恒雄君
八木 哲也君
白石 徹君
務台 俊介君
勝沼 栄明君
石崎 徹君
金子めぐみ君
牧島かれん君

(議案提出)

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案

(議案付託)

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案(内閣提出第二十七号)

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)
以上二件 総務委員会 付託

(議案送付)

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
防衛省設置法等の一部を改正する法律案
農林水産省設置法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十五日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件

二千七年の国際コーヒ協定の締結について承認を求めるの件
一、去る十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
電気通信事業法等の一部を改正する法律案
(質問書提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
ビザなし交流中止に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

(答弁書受領)

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員奥野総一郎君提出障害基礎年金の障害認定の地域差に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出安倍首相がロシアの対ドイツ戦勝記念式典に欠席することに關する質問に対する答弁書

平成二十七年五月七日提出
質問 第二二二二一号
障害基礎年金の障害認定の地域差に関する再質問主意書

提出者 奥野総一郎
障害基礎年金の障害認定の地域差に関する再質問主意書

障害基礎年金の障害認定の地域差に關する再質問主意書
障害基礎年金の障害認定の地域差に關し、本年三月十日付け内閣衆質一八九第一〇三号で答弁書を受領したが、答弁は必ずしも十分とは言えない

と考える。そこで、以下再質問する。
一 答弁一の3、二の1及び三の3について、その結論はいつごろ出そうと考えているのか。目処を示されたい。

二 答弁四では世論が見直しを求めている「初診日主義」についての政府の検討状況に係る質問に答えていない。改めて尋ねるが、審議会等でこの「初診日主義」や障害年金のあり方全体について、これまでどのような論議がされたか、具体的に示されたい。

三 この問題に關し、本年三月十日の衆議院予算委員会第五分科会で「これまで支給されていた方が支給停止になる、あるいは減額になる、こういう事例がふえている、六割増だということでありすが、これは事実なんでしょうか。」との私の質問に対し、厚労省はこの事実を認めている。支給停止がふえている理由を示された。また、「年金機構の方に全体の調査というものをやってほしいということをお願いしたところでございます。」と答弁している。その後の進捗状況をお答えいただきたい。

四 本年三月十七日付け東京新聞は「障害年金支給認定で官民不公平」「初診証明 公務員は自己申告」と報じている。この報道内容は事実か。

五 事実だとすれば、初診日が証明できず不支給となるケースがある国民年金、厚生年金加入者と著しく不公平が生じると考えるが、政府の考え方を示されたい。また、初診日の証明については、公務員への対応と同様に自己申告で認めることに統一すべきと考えるが、今後どのように対処するか明らかにされたい。

六 老齢年金には特例的な任意加入制度がある。障害年金においても同様の追納制度を設けるべきと考えるが、再度政府の考え方を詳細に伺いたい。また、この点についてこれまで審議会等で議論されたことがあれば、その会議名、日時、議論の内容を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一八九第二二一号
平成二十七年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員奥野総一郎君提出障害基礎年金の障害認定の地域差に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員奥野総一郎君提出障害基礎年金の障害認定の地域差に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十七年三月十日内閣衆質一八九第一〇三号。以下「前回答弁書」という。)の3について及び二の1についてで答えした精神障害及び知的障害の等級判定のガイドラインとなる客観的な指標、就労状況の評価の在り方等については、引き続き、精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会において本年夏頃をめどに一定の取りまとめを行った上で、更に所要の検討を経てガイドラインを作成する予定であり、最終的な取りまとめの時期については、未定である。

また、前回答弁書三の3についてで答えした障害認定診査医員の確保については、審査の実態を踏まえて日本年金機構の事務センターごとに必要な確保目標を定めることについて同機構において検討中であり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「審議会等」及び「論議」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、少なくとも平成十四年一月十六日以降の社会保険審議会年金部会においては、平成十五年七月三日に開催された第二十一回社会保険審議会年金部会で、「障害年金について」が議事として設定され、障害基礎年金と老齢厚生年金の組合せを認めるべきであるとの意見、無年金障害者の問題への対処について方向性をはっきり示すべきであるとの意見等があった。

三について

お尋ねの「支給停止がふえている理由」については、日本年金機構の八県の事務センターが集計した数値について、集計対象とした年金種別、集計時点の基準等の取扱いが事務センターによって異なっており、また、集計を行っているない事務センターもあることから、お示しすることは困難である。

また、障害年金の再認定に係る全国状況については、現在、同機構において、都道府県別に平成二十五年度の審査結果をシステムにより把握するための検討を行っているところである。

四及び五について

政府として、個々の報道について答弁することとは差し控えたいが、障害年金については、国民年金及び厚生年金と共済年金とは、年金制度が分かれている経緯や職域ごとの性質を踏まえて、支給要件が異なっており、また、初診日を確認する方法も一部異なる取扱いとなつているものであり、「著しく不公平が生じる」との御指摘は当たらないものと考えている。

また、本年十月に施行される被用者年金の一元化により、厚生年金に一元化する共済年金の障害給付の支給要件についても初診日時点での保険料納付を必要とすることとしており、初診日の証明についても、基本的に共済組合における初診日の証明の取扱いを現在の国民年金及び厚生年金の取扱いに合わせるものとしている。

六について

老齢年金は、いずれ訪れる老齢への備えとして、受給権を発生させるためには一定期間以上の保険料納付済期間等を要するとされているのに対し、障害年金はあらかじめ発生する予期できない障害を負った被保険者の所得保障を行うものであり、保険料納付済期間等が短い場合であっても、支給要件を満たせば受給権が発生するものである。障害年金において、御指摘の「追納制度」を設け、保険事故の発生時点である初診日の後に保険料を納付して受給権を発生させることとすると、予期できない保険事故に備えるという保険の本質に関わるものとなり、あらかじめ保険事故に備えて保険料を納付していた者との間の公平を阻害し、制度の存立基盤を危うくするおそれがあるため、適当ではないものと考えている。

のと考えている。

また、御指摘の「審議会等」及び「論議」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、少なくとも平成十四年一月十六日以降の社会保険審議会年金部会において、御指摘の「追納制度」について議事となつたことはない。

平成二十七年五月七日提出
質問 第一二二二号

安倍首相がロシアの対ドイツ戦勝記念式典に欠席することに関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

安倍首相がロシアの対ドイツ戦勝記念式典に欠席することに関する質問主意書

本年五月九日にロシアのモスクワで開かれる、対ドイツ戦勝七十周年記念式典(以下、「式典」とする。)に関し、ロシア側から安倍首相に招待状が送られたが、政府は安倍首相が「式典」に欠席することを発表している。

右を踏まえ、質問する。
一 今回、安倍首相が「式典」に出席しないのは何故か。

二 ドイツのメルケル首相は九日の「式典」には出席しないが、翌十日にモスクワを訪問し献花すると発表している。日本としても戦後七十年、日口関係をさらに発展させるためにも、日程調整をすべきではなかったかと考えるが、政府の見解如何。

三 今回の「式典」出席見合わせは、アメリカに配慮しているのか。

四 戦後七十年、安倍首相はロシア極東におけるシベリア抑留者の慰霊碑にお参りする考えがあるか否か明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一八九第二二二号
平成二十七年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍首相がロシアの対ドイツ戦勝記念式典に欠席することに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍首相がロシアの対ドイツ戦勝記念式典に欠席することに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「式典」については、政府としては、日程上の都合を含む様々な要素を総合的に検討し、安倍内閣総理大臣の出席を見合わせることにしたものである。

四について

御指摘の「ロシア極東におけるシベリア抑留者の慰霊碑」の訪問の予定はない。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次条の下に」又は第三条の二を加え、同項第一号中「禁錮」を「禁固」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(対象事件からの除外)」を付し、同条第一項中「畏怖」を「畏怖し」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 地方裁判所は、第二条第一項各号に掲げる事件について、次のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

一 公判前整理手続による当該事件の争点及び証拠の整理を経た場合であつて、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であるとき。

二 前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

三 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、当該第二項第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聴かなければならない。

第二項第二号に次のように加える。
ホ 重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要があること。

き補充裁判員がない場合であつて、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第四十六条第二項及び同項において準用する第三十八条第一項後段の規定による裁判員及び補充裁判員の選任のための手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であるとき。

四 前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

五 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、当該第二項第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聴かなければならない。

第六項第八号に次のように加える。
ホ 重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要があること。

第七項の次に次の一条を加える。
(非常災害時における呼出しをしない措置)

第二十七条の二 裁判所は、前条第一項本文の規定にかかわらず、第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者のうち、著しく異常かつ激甚な非常災害により、郵便物の配達若しくは取集が極めて困難である地域又は交通が途絶し若しくは遮断された地域に住所を有する者については、前条第一項の規定による呼出しをしないことができる。

第二十八条第二項中「並びに前条第一項ただし書」を、「第二十七条第一項ただし書」に改め、「第六項までの下に」並びに前条を加える。
第三十三条第三項中「次条第四項」を「第三十四条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(被害者特定事項の取扱い)

第三十三条の二 裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、刑事訴訟法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつた事件の裁判員等選任手続においては、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項(同条第一項に規定する被害者特定事項をいう。以下この条において同じ。)を明らかにしてはならない。

二 裁判長は、前項に規定する裁判員等選任手続において裁判員候補者に対して被害者特定事項が明らかにされた場合には、当該裁判員候補者に対し、当該被害者特定事項を公にしてはならない旨を告知するものとする。

三 前項の規定による告知を受けた裁判員候補者又は当該裁判員候補者であつた者は、裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならない。

第四十八条第二号中「第三条第一項」の下に「第三条の二第一項」を、「事件」の下に「又は同項の合議体で取り扱うべき事件」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第九十七条第五項中「おける」の下に「第二十七条の二」を、「ついては」の下に「第二十七条の二中「前条第一項本文」とあるのは「第九十七条第二項」と、「第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者」とあるのは「同条第一項に規定する選任予定裁判員」と、「前条第一項」とあるのは「同条第二項」と」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下「新法」という。)第三十三條の二(新法第三十八條第二項(新法第四十六條第二項において準用する場合を含む。)、第四十七條第二項及び第九十二條第二項において準用する場合を含む。の規定は、この法律の施行の日以後に開始された裁判員及び補充裁判員の選任のための手続並びに選任予定裁判員の選定のための手続について適用する。

理 由

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外することを可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外することを可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定等を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外

審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたる事件等について、例外的に、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件から除外し、裁判官のみの合議体で審判を行い得るものとする。

2 重大な災害に関する裁判員となることについての辞退事由の追加

重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要がある裁判員候補者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができるとすること。

3 非常災害時における裁判員候補者等の呼出しをしない措置

裁判所は、著しく異常かつ激甚な非常災害により交通が途絶するなどした地域に住所を有する裁判員候補者又は選任予定裁判員については、裁判員等選任手続への呼出しをしな

いことができるものとする。

4 裁判員等選任手続における被害者特定事項の取扱い

裁判官等は、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項を明らかにしてはならないものとする。同時に、裁判員候補者又は裁判員候補者であった者は、裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならないものとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外することを可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定等を整備しようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする。

(別紙)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 長期間の審判を要する事件等は、国民の関心が高く、社会への影響も大きい事件が多いことから、裁判員制度が創設された目的に鑑み、その除外決定は極めて例外的な措置であることなど、本法の趣旨の周知徹底に努めること。

二 審判に著しい長期間を要する事件等の対象事件からの除外決定は極めて例外的な措置であることに鑑み、除外の要否の検討を行う前提として、関係者の協力の下、公判前整理手続等において必要な審判期間及び公判期日等についての

定に基づき、内閣を代表して上川法務大臣から、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十七年五月十五日

法務委員長 奥野 信亮
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

附 則

(小字は修正)

(検討)

3 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする。

十分な検討を行うとともに、できる限り裁判員等選任手続の実施を図り、裁判員裁判を実施するために最大限の努力を尽くすことなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知徹底に努めること。

三 本法の附則に基づく三年経過後の検討の場を設けるに当たっては、国民の視点からの見直しの議論が行われるよう、裁判員経験者、犯罪被害者等の意見が反映されることとなるように、十分に配慮すること。

四 裁判員裁判の円滑な実施を図るため、裁判員制度施行後の辞退率の上昇及び出席率の低下について十分な検討を加え、必要な措置を講じること。

五 事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進、保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。

六 国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に訴訟手続を行う制度の在り方について、差し当たり刑事訴訟手続における国民参加の制度である裁判員制度が導入されたことに鑑み、国民の司法に対する理解・支持を更に深め、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立するため、広範な視点に立つて検討を行うこと。

七 本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、死刑事件についての裁判員制度の在り方、性犯罪についての対象事件からの除外などの犯罪被害者等の保護の在り方、否認事件への裁判員参加の在り方、裁判員等の守秘義務の

在り方等、当委員会において議論となった個別の論点については、引き続き裁判員制度の運用を注視し、十分な検討を行うこと。

八 裁判員制度施行後における殺人罪及び強盗致死傷罪等の起訴率の低下と制度の影響との因果関係について、本法の附則に基づく検討までに検証を行うこと。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に
社に関する法律の一部を改正する法律

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に
関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部
を次のように改正する。

第一条第一項中、「四国旅客鉄道株式会社及び
九州旅客鉄道株式会社」を「及び四国旅客鉄道株式
会社」に改める。

第二条中、「九州旅客鉄道株式会社」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第六条、第七条及び第
十二条の規定は、公布の日から施行する。

(指針の公表等)

第二条 国土交通大臣は、日本国有鉄道改革法

(昭和六十一年法律第八十七号)第一条の趣旨に
のつとり実施された日本国有鉄道の改革の経緯
を踏まえ、次に掲げる者(次項第一号を除き、
以下「新会社」という。)が経営する鉄道事業に係
る利用者の利便の確保及び適切な利用条件の維
持並びに新会社がその事業を営む地域の経済及
び社会の健全な発展の基盤の確保を図るため、
新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮す
べき事項に関する指針(以下「指針」という。)を
定め、これを公表するものとする。

一 この法律による改正前の旅客鉄道株式会社
及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律(以
下「旧法」という。)により設立された九州旅客
鉄道株式会社(以下単に「九州旅客鉄道株式会
社」という。)

二 この法律の施行の日(以下「施行日」とい
う。)の前日において九州旅客鉄道株式会社が
経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受
け、合併若しくは分割又は相続により施行日
以後経営する者であつて、その営む事業の内
容、規模、出資者その他の事情を勘案して国
土交通大臣が指定するもの

2
指針は、次に掲げる事項について定めるもの
とする。

一 会社間(前項各号に掲げる者の間又は当該
者との法律による改正後の旅客鉄道株式会
社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律第
一条第三項の会社若しくは旅客鉄道株式会
社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の
一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一
号)附則第二項の新会社との間をい
う。以下この号において同じ。)における旅客

の運賃及び料金の適切な設定、鉄道施設の円
滑な使用その他の鉄道事業に関する会社間
における連携及び協力の確保に関する事項

二 日本国有鉄道の改革の実施後の輸送需要の
動向その他の新たな事情の変化を踏まえた現
に営業している路線の適切な維持及び駅その
他の鉄道施設の整備に当たつての利用者の利
便の確保に関する事項

三 新会社がその事業を営む地域において当該
事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活
動に対する不当な妨害又はその利益の不当な
侵害を回避することによる中小企業者への配
慮に関する事項

(指導及び助言)

第三条 国土交通大臣は、指針を踏まえた事業経
営を確保するため必要があるときは、
新会社に対し、その事業経営について必要な指
導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第四条 国土交通大臣は、指針に照らし、新会社
が正当な理由がなく当該新会社が経営する鉄
道事業に係る利用者の利便の確保若しくは適切
な利用条件の維持又は当該新会社がその事業を
営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の
確保のために必要な事業経営を行っていないと
認めるときは、当該新会社に対し、その事業経
営に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をする
ことができる。

2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた新会社
がその勧告に従わなかったときは、その旨を公
表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた新会

社が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合であつて、当該新会社が発行する鉄道事業に係る利用者の利便の確保若しくは適切な利用条件の維持又は当該新会社がその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保が著しく阻害されている事実があると認めるときは、当該新会社に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

(罰則)

第五条 前条第三項の規定による命令に違反した場合においては、その違反行為をした新会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

(経過措置)

第六条 九州旅客鉄道株式会社は、施行日の前に、施行日から効力を生ずる定款の変更の決議を行うことができる。

2 前項の決議については、旧法第九条の規定は、適用しない。

第七条 九州旅客鉄道株式会社は、施行日の前日において、国土交通省令で定めるところにより、その事業の運営に必要な費用に充てるため、旧法第十二条第一項に規定する基金の全額を取り崩すものとする。

2 国土交通大臣は、前項の国土交通省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

平成二十七年五月十九日 衆議院會議録第二十五号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第八条 施行日の前に九州旅客鉄道株式会社が発行した社債券及び利札並びに当該社債券又は当該利札を失つた者に交付するために施行日以後に九州旅客鉄道株式会社が発行する社債券又は利札については、旧法第四条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

に關する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第二項に規定する新会社を加える。

一 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)第十條第一項

二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百七十六條

三 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第九條第七号

(自衛隊法の一部改正)

第十四條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十條 施行日の前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第五項中「新会社」の下に、「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第二項に規定する新会社」を加える。

(新会社に対する厚生年金保険法等の一部を改正する法律の規定の適用)

附則第五項中「新会社」の下に、「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第二項に規定する新会社」を加える。

第十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第五十四條第一項及び第三項から第五項までの規定の適用については、新会社を同法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第二条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなす。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の一部改正

第十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第十五條 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

(政令への委任)

附則第二條第一項中「者」の下に「次項第一号を除き」を加え、同條第二項第一号中「新会社の間又は新会社とこの法律による改正後の」を「前項各号に掲げる者の間又は当該者と」に改め、「の会社」の下に「若しくは旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第二條第一項の新会社」を加える。

第十三條 次に掲げる法律の規定中「旅客会社及び」を「旅客会社、」に改め、「新会社」の下に「及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社」

社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第二條第一項の新会社」を加える。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十六條 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「(平成十三年法律第六十一号)の下に」及び「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)」を加える。

理 由

九州旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、同社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象である会社から除外するとともに、当分の間、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえた経営を行うことを確保するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、九州旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、同社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の適用対象である会社から除外するとともに、当分の間、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえた経営を行うことを確保するための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 九州旅客鉄道株式会社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の適用対象から除外すること。

2 指針の策定等

(一) 国土交通大臣は、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえ、九州旅客鉄道株式会社(分社化や事業譲渡等の結果、実質的に同視し得る者も含む。以下「新会社」という。)がその事業を営むに際し、当分の間配慮すべき事項に関する指針(以下「指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

(二) 指針は、鉄道事業に関する新会社とJR各社間における連携及び協力の確保に関する事項、現に営業している路線の適切な維持及び駅その他の鉄道施設の整備に当たつての利用者の利便の確保に関する事項並びに同種の事業を営む中小企業者への配慮に関する事項について定めるものとする。

(三) 国土交通大臣は、指針を踏まえた事業経営を確保するため必要があると認めるときは、新会社に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(四) 国土交通大臣は、指針に照らし、正当な理由がなく新会社が指針にのっとりた事業経営を行っていないと認めるときは、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ、勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(五) 国土交通大臣は、(四)の公表の後において、新会社がなお正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかつた場合で、利用者の利便の確保等が著しく阻害されている事実があるときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(六) 新会社が(五)の命令に違反した場合には、その違反行為をした新会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処すること。

3 九州旅客鉄道株式会社は、施行日の前日において、国土交通省令で定めるところにより、その事業の運営に必要な費用に充てるため、経営安定基金の全額を取り崩すものとする。

4 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

九州旅客鉄道株式会社の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、同社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象である会社から除外するとともに、当分の間、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえた経営を行うことを確保するための措置等を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十七年五月十五日

国土交通委員長 今村 雅弘

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に

対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に

留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 JR九州は、純民間会社化後においても、施設の老朽化対応等の設備更新や運賃・料金を適切な水準に維持するよう鋭意努めるとともに、輸送の安全があらゆることに優先する最も重要かつ基本的な事項であることに鑑み、輸送の安全の確保に万全を期すこと。また、利用者ニーズに対応した適切な輸送力の確保に努めること。

二 JR九州は、今般の法施行後にあつても、できる限り経営努力により地方鉄道路線維持に努めるとともに、取り巻く環境の変化等を十分踏まえ、引き続き沿線地域の交通利便の確保に万全を期すべく沿線自治体等と密接な連携を図ること。

三 JR九州は、関連事業分野において事業展開をするに際しては、大量の利用者が集散する駅施設を保有すること等を十分に留意し、当該進出地域の振興、中小企業者への影響等に適切な配慮を図ること。

四 本法附則第二条第一項の指針は、JR九州の健全な経営に配慮し、過度の規制とならないよう適切に定めること。

五 本法附則第七条の経営安定基金の取り崩し及び振替に際しては、JR九州の安定的経営が長期的に可能となるよう十分配慮するとともに、JR九州の経営の自由度が確保されるよう留意すること。

六 国等は、九州地区における鉄道を取り巻く厳しい経営環境を十分勘案し、適切な輸送の確保

に向けて、適切な支援措置を講じること。

七 JR北海道及びJR四国は、経営自立に向けた経営基盤の確立に努めるとともに、国は、両社を取り巻く現下の厳しい経営環境に鑑み、引き続き安全な輸送サービスの提供に資する鉄道インフラ基盤の維持・強化等に対して所要の支援措置を講じること。

八 JR貨物は、経営基盤の確立に努めるとともに、国は物流政策として掲げる物流モータリシフトの促進を目的として引き続き適切な支援措置を講じること。

九 人口減少や少子化等、鉄道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、交通政策基本法の理念に則り、JRは、民営鉄道やバスなどの連携を深めるとともに、国は、公共交通全体を見据えた輸送のあり方とJRの位置づけを踏まえつつ、上下分離方式など、地域との更なる連携に向けた具体的方策について検討を図ること。

十 国は、各鉄道事業者において、今後とも高齢者、身体障害者等の移動の円滑化を図るため駅等鉄道施設のバリアフリー化を推進するよう必要な支援を行うこと。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年四月二十二日

参議院議長 山崎 正昭

衆議院議長 大島 理森殿

独立行政法科大学評価・学位授与機構法の
一部を改正する法律

独立行政法科大学評価・学位授与機構法(平成
十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正
する。

題名を次のように改める。

独立行政法科大学改革支援・学位授与機構
法

目次中「第十七条を」「第二十二條に」、「第
十八條・第十九條を」「第二十三條・第二十五條」
に、「第二十條―第二十二條を」「第二十六條―第
二十八條」に改める。

第一条及び第二条中「独立行政法科大学評価・
学位授与機構」を「独立行政法科大学改革支援・学
位授与機構」に改める。

第三条中「独立行政法科大学評価・学位授与機
構」を「独立行政法科大学改革支援・学位授与機
構」に改め、「図るとともに」の下に、「国立大学法
人等(国立大学法人(同法第一項に規定する国立大
学法人をいう。第十六條第一項第二号及び附則第
十三條第一項第一号において同じ。)、大学共同利
用機関法人(同法第二條第三項に規定する大学共
同利用機関法人をいう。第十六條第一項第二号に
おいて同じ。))及び独立行政法人国立高等専門学校
機構をいう。同項第三号において同じ。の施設の
整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うこと
により、その教育研究環境の整備充実を図り、あ
わせて」を加える。

第六條中「大学評価・学位授与機構」を「大学改
革支援・学位授与機構」に改める。

第十一條第二項中「独立行政法科大学評価・学

位授与機構法」を「独立行政法科大学改革支援・学
位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)」に改
める。

第十六條第一項中第五号を第七号とし、第二号
から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次
に次の二号を加える。

二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に
対し、文部科学大臣の定めるところにより、
土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設
備の設置に必要な資金の貸付け(次条及び第
十九條第一項において「施設費貸付事業とい
う。))を行うこと。

三 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定
めるところにより、土地の取得、施設の設置
若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の
交付(以下「施設費交付事業」という。))を行う
こと。

第二十二條を第二十八條とする。

第二十一條第二号中「第十七條第一項」を「第十
八條第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第十九條第一項、第二項若しくは第五項又
は第二十一條の規定により文部科学大臣の認
可を受けなければならない場合において、そ
の認可を受けなかったとき。

第二十一條を第二十七條とし、第二十條を第二
十六條とし、第五章中第十九條を第二十五條と
し、第十八條を第二十四條とし、同条の前に次の
一条を加える。

(財務大臣との協議)

第二十三條 文部科学大臣は、次の場合には、財
務大臣に協議しなければならない。

一 第十八條第一項の規定による承認をしよう
とするとき。

二 第十九條第一項、第二項若しくは第五項又
は第二十一條の規定による認可をしようとし
るとき。

第十七條の見出しを「(利益及び損失の処理の特
例等)」に改め、同条第一項中「機構は」の下に
「施設整備勘定以外の一般の勘定において」を加
え、「前条に規定する業務」を「第十六條に規定す
る業務のうち同条第一項第二号及び第三号に掲げ
る業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務」
に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一
項を」「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同
条第四項中「前三項を」「前各項」に改め、同項を同
条第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 施設整備勘定については、通則法第四十四條
第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しな
い。

4 機構は、施設整備勘定において、通則法第四
十四條第一項本文又は第二項の規定による整理
を行った後、同条第一項本文の規定による積立
金があるときは、その額に相当する金額を、翌
事業年度以降の施設費交付事業の財源に充てな
ければならない。

第四章中第十七條を第十八條とし、同条の次に
次の四條を加える。

(長期借入金及び独立行政法科大学改革支援・
学位授与機構債券)

第十九條 機構は、施設費貸付事業に必要な費用
に充てため、文部科学大臣の認可を受けて、
長期借入金をし、又は独立行政法科大学改革支

援・学位授与機構債券(以下「債券」という。))を
発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借
入金又は債券で政令で定めるものの償還に充て
るため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借
入金をし、又は債券を発行することができる。
ただし、その償還期間が政令で定める期間のも
のに限る。

3 前二項の規定による債券の債権者は、機構の
財産について他の債権者に先立つて自己の債権
の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九
年法律第八十九号)の規定による一般の先取特
権に次ぐものとする。

5 機構は、文部科学大臣の認可を受けて、債券
の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は
信託会社に委託することができる。

6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五
條第一項及び第二項並びに第七百九條の規定
は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信
託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二
項の規定による長期借入金又は債券に関し必要
な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十條 政府は、法人に対する政府の財政援助
の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十
四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決
を経た金額の範囲内において、前条第一項又は
第二項の規定による機構の長期借入金又は債券
に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の

受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第二十一条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十六条第一項第三号の規定により機構が交付する資金について準用する。この場合において、同法第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第十七条 機構は、施設費貸付事業及び施設費交付事業に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(次条において「施設整備勘

定」という。)を設けて整理しなければならない。

附則第四条中「機構の職員」とを「独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号。附則第十三条第一項において「改正法」という。)による改正前の第二条の独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下この条及び次条第三項において「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」という。)の職員」とに、「機構の職員を」と「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員を」に改める。

附則第五条第三項中「機構の成立」を「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の成立」に、「引き続いて機構」を「引き続いて旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」に、「引き続き機構」を「引き続き旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」を含む。以下この項において同じ。)に、「機構」を「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改め、同項ただし書中「機構」を「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改める。

附則第十三条中「前条を」第十二条に改め、同条を附則第十四条とし、附則第十二条の次に次の一条を加える。

(機構の業務に関する特例等)

第十三条 機構は、当分の間、第十六条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 国立大学法人法附則第十二条第一項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務(改正法附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号。

次号において「旧センター法」という。)附則第八條第一項第二号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した債務のうち改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものをいう。)の償還及び当該承継債務に係る利子の支払(以下この条において「承継債務償還」という。)を行うこと。

二 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるため、旧センター法附則第八條第一項第一号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した財産のうち改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの管理及び処分を行うこと。

機構は、当分の間、第十八条第四項に規定する積立金の額に相当する金額を、同項の規定にかかわらず、承継債務償還に充てることができる。

三 承継債務償還については、第十九条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

四 機構が第一項に規定する業務を行う場合には、第十七条中「施設費貸付事業及び施設費交付事業」とあるのは「施設費貸付事業及び施設費交付事業並びに附則第十三条第一項に規定する業務」と、第二十七条第一号中「第十六条」とする。

附則
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三条第二項及び第三

項並びに第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(センターの解散等)

第二条 独立行政法人国立大学財務・経営センター(以下「センター」という。)は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)が承継する。

この法律の施行の際現にセンターが有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時にいて国が承継する。

前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

センターの平成二十六年四月一日に始まる中期目標の期間(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。次項において同じ。)は、平成二十八年三月三十一日に終わるものとする。

センターの平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度(次項及び第七項において「最終事業年度」という。)及び中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、機構が受けるものとする。

この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項

の規定による命令は機構に対してなされるものとする。

6 センターの最終事業年度に係る通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、機構が行うものとする。

7 センターの最終事業年度における通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、機構が行うものとする。

8 (前項の規定による処理において、通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。この場合において、附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号。同条を除き、以下「旧センター法」という。))第十五条第二項から第五項まで及び附則第十一条第二項の規定は、なおその効力を有するものとし、旧センター法第十五条第二項中「前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額」とあるのは「施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額」と、同条第四項中「翌事業年度以降の施設費交付事業」とあるのは「平成二十八年四月一日に始まる事業年度以降の独立

行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)第十六條第一項第三号に規定する施設費交付事業」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第二項から第四項まで」と、旧センター法附則第十一条第二項中「承継債務償還」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三條第一項第一号に規定する承継債務償還」とする。

9 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(機構への出資等)

第三條 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧センター法第十五條第四項に規定する積立金の額に相当する金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(非課税)

第四條 附則第二条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動

産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(センターの権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第五條 附則第二条第一項の規定により機構が承継する旧センター法第十六條第一項又は第二項の規定によるセンターの長期借入金又は独立行政法人国立大学財務・経営センター債券(以下この項において「債券」という。)に係る債務について政府がした旧センター法第十七條の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 前項に規定する債券は、この法律による改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)第十九條第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項又は第二項の規定による債券とみなす。(国家公務員法の適用に関する特例)

第六條 旧センター法附則第三条の規定によりセンターの職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二條第二項の規定の適用については、センターの職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したこと、旧センター法附則第三条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

(国家公務員退職手当法の適用に関する特例)

第七條 この法律の施行の際現に旧センター法附則第五條第三項に該当する者については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(機構の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置)

第八條 機構の役員又は職員についての通則法第五十條の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十條の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十條の四第一項		の中期目標管理法人役員であつた者	
の中		の中期目標管理法人役員であつた者(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号。第六項において「平成二十七年改正法」という。))附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立大学財務・経営センター(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後のものに限る。以下「旧センター」という。))の中期目標管理法人役員であつた者を含む。以下この項において同じ。	
通則法第五十條の四第二項第一号		であつた者であつた者を含む。	

通則法第五十条の四第二項第四号		当該中期目標管理 理法人	当該中期目標管理法人(旧センターを含む。)
通則法第五十条の四第六項		したこと	したこと(平成二十七年改正法附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号。以下この項において「旧センター法」という。又は旧センターが定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則(以下この項において「旧センター規則」という。)に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。)
		させたこと	させたこと(旧センターの役員又は職員にこの法律、旧センター法若しくは他の法令又は旧センター規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。)
		であった者	であった者(旧センターの役員又は職員であった者を含む。)
通則法第五十条の六第一号		であった者	であった者(旧センターの中期目標管理法人役職員であった者を含む。)
		定めるもの	定めるもの(離職前五年間に在職していた旧センターの内部組織として主務省令で定めるものが行つていた業務を行う当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものを含む。)
通則法第五十条の六第二号		うち、当該中期目標管理法人	うち、当該中期目標管理法人(旧センターを含む。)
通則法第五十条の六第三号		管理法人	当該中期目標管理法人(旧センターを含む。以下この号において同じ。)

(名称の使用制限に関する経過措置)
第九条 この法律の施行の際現に大学改革支援・学位授与機構という名称を使用している者については、この法律による改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
(独立行政法人国立大学財務・経営センター法の廃止)
第十条 独立行政法人国立大学財務・経営セン

ター法は、廃止する。
(独立行政法人国立大学財務・経営センター法の廃止に伴う経過措置)
第十一条 センターの役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしではならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
第十二条 センターが交付した旧センター法第十九条に規定する資金については、同条の規定

は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「独立行政法人国立大学財務・経営センターの理事長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の理事長」と、「独立行政法人国立大学財務・経営センターの事業年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」とする。
(罰則に関する経過措置)
第十三条 この法律の施行前にした行為及び附則第十一条の規定によりなお従前の例によること

とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(船員保険法の一部改正)
第十五条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一 独立行政法人大学評価・学位授与機構の項を次のように改める。

別表第二 独立行政法人国立大学財務・経営センターの項を削る。
(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正)
第十八条 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営

センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。
(国立大学法人法の一部改正)
第十九条 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。
第七条第四項中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)
別表第一 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の項を次のように改める。
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第十七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。
別表第二 独立行政法人大学評価・学位授与機構の項を次のように改める。
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)

第三十一条の三第一項中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に、「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」に改める。

附則第九条第二項中「当該価額」の下に「独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）附則第十九条の規定による改正前の」を加え、「（以下「セクター」という。）」を削り、「負担する」を「負担することとされた」に改め、同条第三項中「セクター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（附則第十二条第一項において「機構」という。）」に改める。

附則第十二条の見出し中「セクター」を「機構」に改め、同条第一項中「セクター」を「機構」に、「独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）附則第八条第一項第二号の規定によりセクターが承継した借入金債務」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三条第一項第一号に規定する承継債務（第三項において単に「承継債務」という。）」に改め、同条第三項中「セクターが承継した借入金債務」を「承継債務」に改める。

（国立大学法人法の一部改正に伴う経過措置）
第二十条 施行日前に前条の規定による改正前の国立大学法人法第七条第四項の規定により付された同項に規定する金額をセクターに納付すべき旨の条件は、前条の規定による改正後の国立大学法人法第七条第四項の規定により付された同項に規定する金額を機構に納付すべき旨の条件とみなす。

（独立行政法人国立高等専門学校機構法等の一部改正）

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

一 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第五条第四項及び附則第八条第三項
二 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十九号）附則第五条第十一項
三 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）附則第三条第二項（独立行政法人国立高等専門学校機構法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 施行日前に前条の規定による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法第五条第四項の規定により付された同項に規定する金額をセクターに納付すべき旨の条件は、前条の規定による改正後の独立行政法人国立高等専門学校機構法第五条第四項の規定により付された同項に規定する金額を機構に納付すべき旨の条件とみなす。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、独立行政法人大学評価・学位授与機構に独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合し、大学等の教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に実施する独立行政法人と

するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の題名及び法人の名称の変更
「独立行政法人大学評価・学位授与機構法」の題名を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」に改めるとともに、「独立行政法人大学評価・学位授与機構」の名称を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」（以下「機構」という。）とすること。

2 機構の業務の追加
機構は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行っている業務に加え、現在、独立行政法人国立大学財務・経営センターが行っている次の業務を行うものとする。

（一）国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行うこと。

（二）国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行うこと。

3 附則
（一）この法律は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。ただし、一部の規定は、公布の日から施行するものとする。

（二）独立行政法人国立大学財務・経営センターは、この法律の施行の時にいて解散

するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて機構が承継するものとする。

（三）独立行政法人国立大学財務・経営センター法は廃止するものとする。

二 議案の可決理由

独立行政法人大学評価・学位授与機構に独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合し、大学等の教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に実施する独立行政法人とする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、維新の党提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

平成二十七年五月十五日

文部科学委員長 福井 照

衆議院議長 大島 理森殿

金融商品取引法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

金融商品取引法の一部を改正する法律

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三條の四」を「第六十三條の七」に改める。

第二十九條の四第一項第一号イ中「第六十條の十四第一項の許可を取り消され」の下に「第六十

いた個人が当該同種類の許可を」に、「において」、「を」若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた個人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、「に改め、「取消し」の下に「又は命令」を加え、同号へ(1)中「した者」を「した法人」に、「をいい」を「とし」に、「以前者」を「前に」に、「当該者」を「当該法人」に改め、「に」を「前に」に、「当該者」を「当該法人」に改め、「が法人であつた場合において、当該法人」を削り、同号へ(2)及び(3)中「以前に」を「前に」に改め、同号へ(5)中「した者」を「した法人」に、「をいい」を「とし」に、「以前に」を「前に」に、「当該者」を「当該法人」に改め、同号へ(5)を同号へ(7)とし、同号へ(4)中「した者」を「した法人」に、「をいい」を「と

し」に、「以前に」を「前に」に、「当該者」を「当該法人」に改め、「が法人であつた場合において、当該法人」を削り、同号へ中(4)を(6)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までとの間に第六十三条の二第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出、同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同条第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項

の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、これらの届出に係る特例業務届出者であつた法人とし、当該通知があつた日前に適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、合併（特例業務届出者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(5) 第六十三条の三第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第五十条の二第一項第三号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出又は第六十三条の三第二項において準用する第六十三条の二第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人（第五十条の二第一項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合

合にあつては、当該届出に係る第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人とし、当該通知があつた日前に合併（同項の規定による届出をした者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第四十六条の四、第四十七条の三、第五十七条の四及び第五十七条の十六中「すべての営業所又は」を「全ての営業所若しくは」に、「備え置き、」を「備え置いて」に、「供しなれば」を「供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第六十三条第一項第一号中「定めるものに限る」を「定めるもの」に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く」に改め、同項第二号中「行為」の下に「投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。」を加え、同条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又

は事務所の名称及び所在地

第六十三条中第七項及び第八項を削り、第六項を第十三項とし、第五項を第十二項とし、同条第四項中「第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条を」第一節第五款、第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第八号に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「前項の規定に基づく届出を行った者（以下「特例業務届出者」という。）は、同項各号」を「特例業務届出者は、第二項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 特例業務届出者は、適格機関投資家等特例業務のうち投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものを行う場合には、当該適格機関投資家等特例業務に係る第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る契約において、適格機関投資家等特例業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項を定め、第二項の規定による届出又は前項の規定による届出（第二項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定めるものの変更に係るものに限る。）後、内閣府令で定めるところにより、当該契約の契約書の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

10 前項の規定により契約書の写しを提出した特

例業務届出者は、当該契約について同項に規定する内閣府令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該変更に係る契約の契約書の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第六十三条第二項の次に次の五項を加える。

3 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人である場合においては、第七項第一号イから二までのいずれにも該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）及び法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

二 個人である場合においては、第七項第二号イから二までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 その他内閣府令で定める書類

4 前項第一号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

5 内閣総理大臣は、特例業務届出者（第二項の規定による届出をした者をいい、次条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。以下同じ。）に係る第二項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しなければならない。

6 特例業務届出者は、第二項又は第八項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、当該特例業務届出者に係る第二項各号に掲げる事項のう

ち内閣府令で定める事項を記載した書面を作成し、これを主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 7 次の各号のいずれかに該当する者(金融商品取引業者等を除く。)は、適格機関投資家等特例業務を行つてはならない。 一 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者 イ 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者 ロ 第二十九条の四第一項第二号に該当する者 ハ 役員又は政令で定める使用人のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(次号ハにおいて「暴力団員等」という。)のある者 二 外国法人であつて国内における代表者を定めていない者 ホ 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は適格機関投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者	二 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者 イ 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者 ロ 第二十九条の四第一項第三号に該当する者 ハ 暴力団員等又は政令で定める使用人のうちに暴力団員等のある者 二 外国に住所を有する個人であつて国内における代理人を定めていない者 ホ 外国に住所を有する個人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は適格機関投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者 第六十三条の三第一項中「その旨及び」を「その旨」に、「に規定する業務の種類を」及び第七号に掲げる事項に改め、同条第二項中「第六十三条第三項、第五項及び第六項並びに前条第三項」を「第六十三条第五項、第六項、第八項から第十項まで、第十二項及び第十三項、前条第三項並びに次条から第六十三条の六まで」に、「行つたを」したに、「第六十三条第三項中「前項」を「第六十三条第五項中「第二項」に、「と」、「同項各号に掲げる事項」とあるのは「同項に規定する業務の種類その他内閣府令で定める事項」を「と」、同条第六項中「第二項又は第八項」とあるのは「第六十三条の三第一項又は同条第二項において準用する第八項」と、同条第八項中「第二項各号に掲げる事	項とあるのは「第二項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項」と、同条第九項中「第二項」とあるのは「第六十三条の三第一項の」に改め、同条第三項第一号中「第二節第一款」の下に「第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七条、第三十七條の三、第三十七條の四、」を、「(第一号)の下に「第二号及び第八号」を加え、「及び第三十九條」を、「第三十九條、第四十條、第四十條の三及び第四十條の三の二」に改め、同項第二号中「第二節第一款」の下に「第三十六條第一項、第三十六條の三、第三十七條、第三十七條の三、第三十七條の四、」を、「第一号」の下に「第二号及び第八号」を加え、「及び第三十九條」を、「第三十九條、第四十二條、第四十二條の二、第四十二條の四及び第四十二條の七を除く。」を加える。 第三章第六節中第六十三條の四を第六十三條の七とし、第六十三條の三の次に次の三條を加える。 (業務に関する帳簿書類等) 第六十三條の四 特例業務届出者は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。 2 特例業務届出者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内(当該特例業務届出者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合にあつては、政令で定める期間内)に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない	3 特例業務届出者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、前項の事業報告書に記載されている事項のうち投資者保護のため必要と認められるものとして内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間を経過した日から一年間、これを主たる営業所若しくは事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 (特例業務届出者に対する監督上の処分等) 第六十三條の五 内閣総理大臣は、特例業務届出者の業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該特例業務届出者に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 内閣総理大臣は、特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反した場合には、当該特例業務届出者に対し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 3 内閣総理大臣は、特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反した場合であつて、他の方法により監督の目的を達成すること
--	---	---	---

ができないときは、当該特例業務届出者に対して、業務の廃止を命ずることができる。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をすることとしたときは、書面により、その旨を特例業務届出者に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第二項の規定により適格機関投資家等特例業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(報告の徴取及び検査)

第六十三条の六 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特例業務届出者、これと取引をする者若しくは当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この条において同じ。)に対し当該特例業務届出者の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該特例業務届出者若しくは当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、これらの者の業務の状況に関し質問(当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者にあ

つては、当該特例業務届出者の業務に関し必要なものに限る。)をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者にあつては、当該特例業務届出者の業務に関し必要なものに限る。)をさせることができる。

第六十五条の二中「金融商品取引業者等」の下に「又は特例業務届出者」を加える。

第六十五条の四中「第六十三条の四」を「第六十三条の七」に改める。

第六十六条の十七第二項及び第六十六条の十八中「すべての営業所又は」を「全ての営業所若しくは」に、「備え置き」を「備え置いて」に、「供しなれば」を「供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第百八十八条中「指定親会社」の下に「特例業務届出者」を加える。

第百九十条第一項中「第六十三条第八項」を「第六十三条の六(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百九十二条第一項中「緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当である」とあるを「次の各号のいずれかに該当する」に、「この法律又はこの法律に基づく命令に違反する」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるとき この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為

二 第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同項第七号に掲げる権利(同項第五号又は第六号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。)に関し出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。)を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき これらの権利に係る同条第八項第七号から第九号までに掲げる行為

第百九十四条の七第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第六十三条の六(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による権限(第六十三条第一項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

第百九十四条の七第三項中「第六十三条第七項及び第八項」を「第六十三条の六(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第百九十七条の二第十号の七の次に次の二号を加える。

十の八 第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第六十三条第三項若しくは第四項の規定により同条第二項の届出

に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をしてこれを提出した者

の記載若しくは記録をしてこれを提出した者

第十の九 第六十三条の五第三項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分違反した者

第百九十八条の五中「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」及び「又は金融商品取引業者」の下に「特例業務届出者」を加え、同条第二号中「含む。」の下に「第六十三条の五第二項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第百九十八条の六第三号中「第四十八条の下に「第六十三条の四第一項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号中「第五十七条の十五第一項」の下に「第六十三条の四第二項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「若しくは第百五十六条の七十九第一項」を「又は第百五十六条の七十九第一項」に改め、同条第六号の二を同条第六号の三とし、同条第六号中「第四十六条の四、」及び「第四十七条の三、第五十七条の四」を削り、「第五十七條の十六、」を「又は」に改め、「第六十六條の十七第二項若しくは第六十六條の十八」及び「説明書類若しくは」を削り、同条を同条第六号の二とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第四十六条の四、第四十七條の三、第五十七條の四、第五十七條の十六、第六十三條第六項(第六十三條の三第二項において準用す

る場合を含む。)、第六十三条の四第三項(第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六條の十七第二項又は第六十六條の十八の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、かつ、これらの規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をした者

第九十八條の六第七号中、「第六十三條第二項若しくは第六項」を「又は第六十三條第十三項に改め、」又は第六十三條の三第一項を削り、同条第十号中「第六十三條第七項」を「第六十三條の六(第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第十一号中「第六十三條第八項」を「第六十三條の六(第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 第六十三條第九項又は第十項(これらの規定を第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。)(の規定による契約書の写しの提出をせず、又は虚偽の契約書の写しの提出をした者

第九十八條の六第十四号中「第六十三條第五項」を「第六十三條第十二項」に改め、同条第十七号の四の次に次の三号を加える。

十七の五 第九十八條第一項第一号の規定による関係人又は参考人に対する処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は意見書若しくは報告書を提出せず、若しくは虚偽の意見書若しくは報告書

を提出した者

十七の六 第九十八條第一項第二号の規定による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第十七の七 第九十八條第一項第三号の規定による関係人に対する処分に違反して、物件を提出しなかつた者

第二百五条の二の三第一号中「第六十三條第三項」を「第六十三條第八項」に改める。

第二百八条中「指定親会社」及び「金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要株主」の下に「特例業務届出者」を加え、「若しくは電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を「電子店頭デリバティブ取引等許可業者若しくは外国法人である特例業務届出者」に改め、同条第五号中「同じ。」の下に「第六十三條の五第一項(第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二百九条第十一号から第十三号までを削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の金融商品取引法(以下この項において「旧法」という。)(第六十三條第一項第二号に掲げる行為に係る同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務)この法律による改正後の金融

商品取引法(以下「新法」という。)(第六十三條第一項第二号に掲げる行為に係るものを除く。以下この項において「旧法第二号適格機関投資家等特例業務」という。)(を行つて旧法特例業務届出者(旧法第六十三條第三項に規定する特例業務届出者をいう。)(次項及び次条第一項において同じ。)(及び旧法届出金融商品取引業者等(旧法第六十三條の三第一項の規定による届出をした金融商品取引業者等(旧法第三十四條に規定する金融商品取引業者等をいう。)(をいう。

第三項及び次条第一項において同じ。)(は、当該旧法第二号適格機関投資家等特例業務(この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係るものに限る。以下この条において「旧法適格機関投資家等特例投資運用業務」という。)(が終了するまでの間は、新法第二十九條の規定にかかわらず、引き続き旧法適格機関投資家等特例投資運用業務を行うことができる。

2 前項の規定により旧法特例業務届出者が引き続き旧法適格機関投資家等特例投資運用業務を行う場合においては、当該旧法特例業務届出者を新法第六十三條第五項に規定する特例業務届出者とみなして、同項から同条第八項まで及び同条第十一項から第十三項まで並びに新法第六十三條の二、第六十三條の四から第六十三條の七まで、第六十五條の二、第六十五條の四、第六十八條並びに第九十四條の七第二項及び第三項の規定並びにこれらの規定に係る新法第八章及び第八章の二の規定を適用する。この場

合において、新法第六十三條第六項中「適格機関投資家等特例業務」とあるのは「旧法適格機関投資家等特例投資運用業務(金融商品取引法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第二條第一項に規定する旧法適格機関投資家等特例投資運用業務をいう。以下同じ。)(と、同条第七項及び第十一項から第十三項まで並びに新法第六十三條の二第一項及び第三項、第六十三條の四第三項、第六十三條の五第二項、第三項及び第六項並びに第六十三條の七中「適格機関投資家等特例業務」とあるのは「旧法適格機関投資家等特例投資運用業務」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の規定により旧法届出金融商品取引業者等が引き続き旧法適格機関投資家等特例投資運用業務を行う場合においては、当該旧法届出金融商品取引業者等を新法第六十三條の三第一項の規定による届出をした金融商品取引業者等(新法第三十四條に規定する金融商品取引業者等(をいう。)(とみなして、新法第六十三條の三第二項において準用する新法第六十三條第五項、第六項、第八項、第十二項及び第十三項、第六十三條の二第三項並びに第六十三條の四から第六十三條の六までの規定並びに新法第六十三條の三第三項(第二号に係る部分に限る。)(、第六十三條の七、第六十五條の二、第六十五條の四、第六十八條並びに第九十四條の七第二項及び第三項の規定並びにこれらの規定に係る新法第八章の規定を適用する。この場合におい

て、新法第六十三条の第三項において準用する新法第六十三条第六項中「適格機関投資家等特例業務」とあるのは「旧法適格機関投資家等特例投資運用業務（金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）附則第二條第一項に規定する旧法適格機関投資家等特例投資運用業務をいう。以下同じ。）」と、新法第六十三条の第三項において準用する新法第六十三条第十二項及び第十三項、第六十三条の第二項、第六十三条の第四項並びに第六十三条の第五項、第三項及び第六項並びに新法第六十三条の七中「適格機関投資家等特例業務」とあるのは「旧法適格機関投資家等特例投資運用業務」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三條 旧法特例業務届出者等（旧法特例業務届出者及び特例投資運用業務届出者（附則第十條の規定による改正前の証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号。以下この項において「旧平成十八年証券取引法改正法」という。）附則第四十八條第一項の規定の適用を受けて同項に規定する特例投資運用業務を行う者 同条第四項に規定する金融商品取引業者等を除く。）をいう。次項及び附則第五條において同じ。）並びに旧法届出金融商品取引業者等及び旧平成十八年証券取引法改正法附則第四十八條第四項に規定する金融商品取引業者等は、施行日から起算して六月以内に、新法第六十三条第二項第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を記載した書面を内閣総理

大臣に提出しなければならない。
2 前項の規定により旧法特例業務届出者等が提出する書面には、新法第六十三条第三項各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、同項第一号及び第二号中「書面」とあるのは、「書面又は同号イから二までのいずれに該当するかを記載した書面」とする。
3 前項の規定により新法第六十三条第三項第一号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び附則第八條第一項において同じ。）で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（新法第六十三条第四項に規定する内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。
第四條 新法第六十三条第五項（新法第六十三条の第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。
第五條 新法第六十三条第七項（同項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロに係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の際現に同項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロのいずれかに該当している旧法特例業務届出者等が、引き続き当該同項第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロのいずれかに該当している場合は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

過する日までの間は、適用しない。
2 新法第六十三条第七項（同項第一号二又は第二号二に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の際現に同項第一号二又は第二号二のいずれかに該当している旧法特例業務届出者等が、引き続き当該同項第一号二又は第二号二のいずれかに該当している場合については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。
3 新法第六十三条第七項（同項第一号ホ又は第二号ホに係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の際現に同項第一号ホ又は第二号ホのいずれかに該当している旧法特例業務届出者等が、引き続き当該同項第一号ホ又は第二号ホのいずれかに該当している場合については、適用しない。
第六條 新法第六十三条の四第二項（新法第六十三条の第三項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第六十三条の四第二項に規定する事業報告書について適用する。

2 新法第六十三条の四第三項（新法第六十三条の第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第六十三条の四第三項に規定する説明書類について適用する。（権限の委任）
第七條 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。（罰則）
第八條 附則第三條第一項の規定による書面の提出をせず、若しくは虚偽の書面の提出をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の書面に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をしてこれを提出した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金を科す、その人に対して同項の罰金を科す。

（住民基本台帳法の一部改正）
第九條 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の三の項中「若しくは第三項若しくは二を」若しくは第八項（同法第六十三条の第三項において準用する場合を含む。）に改め、「第六十三条の第二項若しくは第三項の下に」（同法第六十三条の第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六十三条の第三項一を加える。

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十條 証券取引法等の一部を改正する法律平成十八年法律第六十五号の一部を次のように改正する。

附則第四十八條第二項中「(新金融商品取引法を「金融商品取引法」に、「新金融商品取引法第六十三條第三項」を「同法第六十三條第五項」に改め、同條第三項中「第六十三條第三項、第四項及び第七項」を「第六十三條第五項から第八項まで及び第十一項」に、「並びに第九十四條の七第三項」を「第六十三條の七まで、第六十五條の二、第六十五條の四、第六十八條並びに第九十四條の七第二項及び第三項」に改め、同條第五項中「準用する同法の下に」第六十三條第五項、第六項及び第八項、」を、「第六十三條の二第三項並びに」の下に「第六十三條の四から第六十三條の六までの規定並びに同法を加え、」及び第六十三條の四を、「第六十三條の七、第六十五條の二、第六十五條の四、第六十八條並びに第九十四條の七第二項及び第三項」に改め、同條第七項中「同條第四項及び第七項」を「同條第五項から第八項まで及び第十一項、同法」に、「並びに第九十四條の七第三項」を「から第六十三條の七まで、第六十五條の四、第六十八條並びに第九十四條の七第二項及び第三項の七まで、第六十五條の二、第六十五條の四、第六十八條並びに第九十四條の七第二項及び第三項」に改め

律平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第二十三号中「第六十三條第三項」を「第六十三條第五項」に改める。
(罰則に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第十三條 附則第二條から第八條まで及び前條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)

第十四條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

適格機関投資家等特例業務に関する特例制度をめぐる昨今の状況を踏まえ、成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資者の保護を図るため、適格機関投資家等特例業務を行う者について、一定の欠格事由を定め、契約の概要及びリスクを説明するための書面の契約締結前の交付の義務付け等を行うとともに、業務改善命令、業務停止命令等の監督上の処分を導入する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融商品取引法の一部を改正する法律案
(内閣提出に関する報告書)

一 議案の目的及び要旨

本案は、適格機関投資家等特例業務に関する特例制度をめぐる昨今の状況を踏まえ、成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資者の保護を図るため、適格機関投資家等特例業務を行う者について、一定の欠格事由を定め、契約の概要及びリスクを説明するための書面の契約締結前の交付の義務付け等を行うとともに、業務改善命令、業務停止命令等の監督上の処分を導入する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 適格機関投資家等特例業務に関する特例等の見直し

(一) 適格機関投資家等特例業務として行うことのできる場合から、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものを除外すること。

(二) 適格機関投資家等特例業務を行う者が届け出なければならぬ事項の見直し及び添付書類の追加等を行うとともに、適格機関投資家等特例業務を行ってはならない者として適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた日から五年を経過しない者等を定めること。

(三) 適格機関投資家等特例業務を行うための届出を行った者(以下「特例業務届出者」という。)について、金融商品取引業者とみなして、顧客に契約の概要やリスクを説明するための契約締結前の書面交付義務、適合

性の原則等、必要な行為規制に関する規定を適用すること。

(四) 特例業務届出者について、帳簿書類の作成及び保存、事業報告書の作成及び内閣総理大臣への提出、事業報告書に係る説明書類の縦覧等の規定の整備を行うこと。

2

(一) 内閣総理大臣は、特例業務届出者に対する監督上の処分として、業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令を行うことができること。

(二) 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特例業務届出者等に対し、報告若しくは資料の提出の命令又は検査を行うことができること。

(三) 裁判所の禁止又は停止命令の対象に、適格機関投資家等特例業務等に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときにおける販売・勧誘行為を追加すること。

(四) 適格機関投資家等特例業務の届出をせず、又は虚偽の届出をした者等に係る罰則の強化等を行うこと。

3

施行期日
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、適格機関投資家等特例業務に関する特例制度をめぐる昨今の状況を踏まえ、成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資者の保護を図るため、適格機関投資家等特例業務を行う者について、一定の欠格事由を定め、契約の概要及びリスクを説明するための書面の契約締結前の交付の義務付け等を行うとともに、業務改善命令、業務停止命令等の監督上の処分を導入する等の措置を講ずるもので、時宜に適用ものとして認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十七年五月十五日

財務金融委員長 古川 禎久

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

金融商品取引法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 いわゆるプロ向けファンドをめぐる投資者被害を抑止するため、一般の個人に被害が生じないよう販売可能な投資者の範囲を適切に限定するとともに、本法による規制の実効性ある運用が図られるよう、引き続き投資者に対する注意喚起や理解啓発に努めるなど、投資者保護に万全を期すること。

一 プロ向けファンド制度の運用に当たっては、ファンドがリスクマネー供給に果たす役割の重

要性に鑑み、ファンドに対する投資者の信頼を確保しつつ、創業・起業期や新興期等の段階にある企業に対して、円滑かつ適切な成長資金の供給が行われるよう、配慮すること。

一 プロ向けファンドをめぐる法令違反行為などの実態も踏まえ、投資者・利用者保護を適切に図るため、実効性のある検査及び監督を行うことができるよう、一層の体制の整備・強化を図ること。また、海外の業者や海外での運用等についても法執行の充実を図ること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三六円 三〇円